ドイツの教員養成法

木戸　　裕

【目次】

はじめに
Ⅰ　教育システムの特色と養成大学の種類
Ⅱ　教職の種類
Ⅲ　大学における学習と第一次国家試験
Ⅳ　試補勤務と第二次国家試験
おわりに
翻訳：1．ノルトライン・ヴェストファーレン州「公立学校における教職のための養成に関する法律」（教員養成法）
2．ノルトライン・ヴェストファーレン州「学校における教職のための第一次国家試験規程」（教職試験規程）
3．ノルトライン・ヴェストファーレン州「学校における教職のための試補勤務及び第二次国家試験規程」（試補勤務及び第二次国家試験規程）

はじめに

ドイツの教員養成制度は、①大学における養成教育、②試補勤務、の大きく二段階に区分することができる。(注1)

大学における教育は、各大学で、それぞれの専門分野に対応して行われる。各大学の学習規則（Studienordnung）にしたがい、３～４年間で所定の科目を履修するとともに、教職に関連する実習を経験する。この段階は、第一次国家試験（Erste Staatsprüfung）に合格することによって修了する。

第一次国家試験から第二次国家試験の間が、「試補」（Referendar）と呼ばれる見習い期間である。１年半ないし２年間にわたって、一定の指導体制のもとで、学校で実際に授業を行うなど学校実務に携わるとともに、学習ゼミナール（Studienseminar）と呼ばれる研修機関で実践に即した内容の教育を受ける。この間、身分上は、「任命を撤回しうる関係にある官吏公務員」（Beamte auf Widerruf）(注2)として、一定額の給与が支給される。

第二次国家試験に合格した者の中から、需給関係、成績、その他を考慮して、正規の教員が採用される。

以上がごく大まかに把えたドイツの教員養成制度の仕組みである。なお、ドイツは連邦制の国家であり、教育に関する権限は基本的に各州に委ねられている。(注3)教員養成制度に関しても、その大枠は上記のとおりであるが、細部においては、全州がすべて一様であるというわけではない。

本稿では、州のなかで人口がもっとも多く、ライン・ルールの大工業地帯を有するノルトライン・ヴェストファーレン州を事例として取り上げる。以下の解説では、ドイツ全体の概要について述べつつ、ノルトライン・ヴェストファーレン州について言及する。

Ⅰ　教育システムの特色と養成大学の種類

前述のように、ドイツは、旧西ドイツが11州、旧東ドイツが５州の16の州からなる連邦制国家である。名称は州により異なるが、いずれの州にも文部省に相当する省が置かれている。(注4)連邦全体にかかわる大綱的な基準に関しては、各州の文部大臣によって構成される各州文部大臣会議（KMK）の決議により、できる限り制度的な統一化が試みられている。しかしこの決議には

法的拘束力がなく、州によってかなりの相違がみられる。教員養成制度に関しても、州法と、それを受けた省令等により、詳細が定められている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州についていうと、州法として「公立学校における教職のための養成に関する法律(教員養成法)[注5]」が制定され、同法にしたがい、関連する省令等が発布されている。このうち、大学における養成教育と第一次国家試験に関しては「学校における教職のための第一次国家試験規程(教職試験規程)[注6]」が、試補勤務と第二次国家試験に関しては「学校における教職のための試補勤務及び第二次国家試験規程(試補勤務及び第二次国家試験規程)[注7]」が、それぞれ詳細を規定している。これら3法令について、このあと訳出して紹介する。

ドイツ全体に見られるもうひとつの大きな特色として、各州とも複線型の教育制度が採用されているという点をあげることができる。すべての生徒が共通に通うのは、満6歳から始まる基礎学校(Grundschule)の4年間のみである。基礎学校における初等教育を終えると、生徒は基幹学校(Hauptschule)、実科学校(Realschule)、ギムナジウム(Gymnasium)のいずれかの学校種類に振り分けられる[注8]。基幹学校は5年制で、生徒の多くは卒業後すぐに就職する。実科学校は6年制で、中級の技術者などの養成をめざしている。ギムナジウムは9年制で、伝統的な大学進学コースである。ギムナジウムに進む者は大体3割である[注9]。これら3つの学校形態をひとつにした総合制学校(Gesamtschule)も設けられている。ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合は、ドイツ全体の中でも総合制学校の普及度が高い。しかし、ほとんど設けられていない州もある。またその形態も州により異なっている。

職業教育学校には、多彩なタイプの学校形態が存在し、目標とされる職業資格に対応したカリキュラムの多様化が図られている。

大学制度についてみると、連邦法である大学大綱法(Hochschulrahmengesetz)が大学制度の基本的な枠組みについて規定し、これにあわせて州ごとに州大学法が制定されている。

大学は大きく2つの種類に区分される。博士号や大学教授資格(Habilitation)を授与できる大学とそうでない大学である。前者を学術大学(wissenschaftliche Hochschule)、後者を専門大学(Fachhochschule)と呼んでいる。前者には、伝統的意味の総合大学(Universität)の他、神学大学、芸術大学、教育大学などの単科大学が含まれる。これらの大学には通常、ギムナジウム上級段階を経て、ギムナジウムの修了試験であるアビトゥーア試験に合格した者が進学する。一方後者は、従来の技術者学校や高等専門学校などの職業中等教育機関が1970年代に、大学に昇格したものである。専門大学には、実科学校等を経て専門上級学校(Fachoberschule)を修了した者など、多彩な職業教育学校を経て、「専門大学入学資格」(Fachhochschulreife)を取得した者が進学する。専門大学を経て学術大学へ移行する道も開かれている。

教員養成は、学術大学、すなわち、総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学、音楽大学等において行われている。このうち、基礎学校、基幹学校、実科学校の教員は教育大学で、ギムナジウムの教員は総合大学で養成を行うというのがドイツの従来の区分であった。しかし、1970年代以降、教育大学の総合大学への統合が進められ、単科大学としての教育大学は、年々減少し、現在では、バーデン・ヴュルテンベルク州にのみ6校存在しているにすぎない[注10]。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、総合大学10校、音楽大学3校、芸術大学2校、体育大学1校で、教職学習を履修することができる[注11]。

II　教職の種類

教員養成は、教職の種類に対応して行われる。文部大臣会議の資料によれば、各州の教職の種類は、「基礎学校ないし初等段階の教職」、「初等段階及び中等段階Ⅰのすべての又は個別の学校種類に通用する教職」、「中等段階Ⅰのすべての又は個別の学校種類に通用する教職」など、7つのタイプに分類されている（表1を参照）。

これをもとにさらに全州を概観すると、各州は、大きく2つのタイプのいずれかを採用している。すなわち、基礎学校、基幹学校、実科学校、ギムナジウムといった学校の種類にもとづいて教員資格を付与している州と、初等段階、中等段階Ⅰ、中等段階Ⅱというように学校制度の中に占める教育段階の区分にしたがった教員資格が設けられている州である。

たとえば、バイエルン州でみると、「基礎学校教員」、「基幹学校教員」、「実科学校教員」、「ギムナジウム教員」、「職業教育学校教員」、「特殊学校教員」というように学校の種類と対応して教職が設けられている。こうした学校種類別に教員資格が区分されている州としては、バーデン・ヴュルテンベルク、メクレンブルク・フォアポンメルン、ヘッセンなどがあげられる。

これに対し、ブレーメン州では、教職はすべて「公立学校教員」という名称で呼ばれており、そのなかで「初等段階を重点」、「中等段階Ⅰを重点」、「中等段階Ⅱを重点」というように段階にしたがった区分が行われている。こうした教育段階を基準に教職を区分している州としては、ブランデンブルク、ハンブルクなどの各州があげられる。

しかし表1に掲げられているように、学校種類別と学校段階別に、単純に教員資格が二分化されているわけではなく、各州それぞれの事情に対応してバラエティに富んだ区分が見られる。

ノルトライン・ヴェストファーレン州についていうと、1998年に制定され、2002年に失効した旧教員養成法では、「初等段階の教職」（Lehramt für die Primarstufe）、「中等段階Ⅰの教職」（Lehramt für die Sekundarstufe I）、「中等段階Ⅱ/Ⅰの教職」（Lehramt für die Sekundarstufe II/I）、「職業教育専門科目を伴う中等段階Ⅱの教職」（Lehramt für die Sekundarstufe II mit beruflicher Fachrichtung）、「特殊教育の教職」（Lehramt für Sonderpädagogik）というように、学校段階にしたがった教職が定められていた。しかし、2003年から施行された現行法では、次のように学校の種類をその名称に冠した教職が設けられている。(注12)

①「基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職」（Lehramt an Grund-, Haupt- und Realschulen und den entsprechenden Jahrgangsstufen der Gesamtschulen）
②「ギムナジウム及び総合制学校の教職」（Lehramt an Gymnasien und Gesamtschulen）
③「職業コレークの教職」（Lehramt an Berufskollegs）(注13)
④「特殊教育の教職」（Lehramt für Sonderpädagogik）

III　大学における学習と第一次国家試験

大学における学習は、各州とも、①教育科学の学習、②教科教授学を含む教科に関する専門科学の学習、③教育実習、から構成されている。②は通常2教科履修される。これらについて、各大学の学習規則にしたがい、所定の学習証明ないし成績証明を得ることによってはじめて第一次国家試験を受験できる。しかし、学習科目の数、その組合せ、必修・選択の別、学習期間、要求される学習領域等に立ち入ってみると、州により、また同じ州の中でも教職の種類により、その中身は異なっている。

また、教職のタイプごとに標準学習期間

表１：全州の教職の名称一覧

教職のタイプ		教員の名称	該当する州
1	基礎学校ないし初等段階の教職	― 基礎学校教員	BY, HE, SN, ST, TH
2	初等段階及び中等段階Ｉのすべての又は個別の学校種類に通用する教職	― 初等段階及び中等段階Ｉ（第５～９学年）教員 ― 基礎・基幹学校教員 ― 基礎・基幹・実科学校教員（基礎学校を重点） ― 教員職（Amt des Lehrers） ― 普通教育学校の中等段階Ｉ及び初等段階の教育課程教員 ― 公立学校教員 教育段階と結びついた重点 ａ）初等段階及び中等段階Ｉ：初等段階を重点（中等段階Ｉも併せて）－タイプ６を含む ｂ）初等段階及び中等段階Ｉ：中等段階Ｉを重点（初等段階も併せて）－タイプ６を含む ― 基礎・中間学校教員（第一段階）、国民・実科学校教員（第二段階） ― 基礎・基幹学校教員ラウフバーン職（訳注） ― 基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年担当教員	SL BW, MV, RP NI BE BB HB HH SH NW
3	中等段階Ｉのすべての又は個別の学校種類に通用する教職	― 実科学校教員 ― 基幹学校教員 ― ２教科で専門科学の養成を受けた教員職 ― 基幹・実科学校教員 ― 基礎・基幹・実科学校教員（基幹・実科学校を重点） ― 基幹学校及び総合制学校教員 ― 実科学校及び総合制学校教員 ― 中間学校教員 ― 中等学校教員 ― 実科学校教員ラウフバーン職 ― 通常学校教員	BW, BY, RP BY BE HE, MV NI SL SL SN ST SH TH
4	中等段階II（一般教育科目）又はギムナジウムに通用する教職	― ギムナジウム教員 ― 普通教育学校上級教員職（Amt des Studienrats） ― 公立学校教員 教育段階と結びついた重点：中等段階II ― ギムナジウム及び総合制学校教員 ― 上級段階教員-普通教育（第一段階）、ギムナジウム教員（第二段階） ― ギムナジウムの上級教員ラウフバーン職	BW,BY, BB, HE, MV, NI, RP,SN, ST, TH BE HB NW,SL HH SH
5	中等段階II（職業教育科目）又は職業教育学校に通用する教職	― 職業教育学校教員 ― 職業教育学校上級教員職 ― 職業コレーク教員 ― 公立学校教員：中等段階II（職業教育学校） ― 上級段階教員-職業教育（第一段階）、職業教育学校教員（第二段階） ― 職業教育学校教員 ― 職業教育学校の上級教員ラウフバーン職	BW, BY, BB, HE, MV, SL BE NW HB HH NI, RP, SN, ST, TH SH
6	特殊教育の教職	― 特殊学校教員（原注） ― 特殊学校教員職 ― 特殊教育教員 ― 促進学校教員 ― 特殊学校教員ラウフバーン職	BW, BY, HH, HE, NI, RP BE BB, MV, NW, SL SN, ST, TH SH（HB はタイプ２を参照）
7	専科教員	― 専科教員	BW, BY, HE, SH

［州名］ BW：バーデン・ヴュルテンベルク、BY：バイエルン、BE：ベルリン、BB：ブランデンブルク、HB：ブレーメン、HH：ハンブルク、HE：ヘッセン、MV：メクレンブルク・フォアポンメルン、NI：ニーダーザクセン、NW：ノルトライン・ヴェストファーレン、RP：ラインラント・プファルツ、SL：ザールラント、SN：ザクセン、ST：ザクセン・アンハルト、SH：シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン、TH：テューリンゲン

（原注） HH では、第一段階；第二段階：国民・実科学校教員（特殊教育の専門科目を考慮）。

（訳注） ラウフバーン（Laufbahn）とは、同一の資格をもった官吏公務員が歩む経路のこと。いずれの州でも、教員の身分は官吏公務員であるが、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州では、「基礎・基幹学校教員が進むラウフバーンに属する者」という呼び方がされている。

（出典） Kultusmnisterkonferenz, *Einstellung von Lehrkräften 2006*, Dokumentation Nr. 180, S.43. 〈http://www.kmk.org/statist/EvL_2006.pdf〉 ノルトライン・ヴェストファーレン州の教員については現行法にしたがい表記を修正した。

（Regelstudienzeit）が定められている。[注14] ただしこれは、あくまで目安とされる標準的な学習期間である。この期間が過ぎれば、即退学という意味ではない。表2に記したように、基礎学校ないし初等段階の教職では7学期（3.5年）、中等段階Ⅰの学校では7ないし9学期（4.5年）、ギムナジウムなどの中等段階Ⅱ、職業教育学校、特殊教育学校の教職では9学期が一般的となっている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州で言うと、「基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職」は7学期、[注15] その他の教職はいずれも9学期が標準学習期間となっている。[注16]

なお、ドイツの大学の学習課程は、通常、基礎学習（Grundstudium）と主要学習（Hauptstudium）という二段階から構成されている。基礎学習の最後に、中間試験（Zwischenprüfung）が行われる。中間試験に合格した者が、主要学習の段階に進む。教職課程の場合、主要学習は、第一次国家試験に合格することにより終了する。[注17]

教育実習は、講義の一部として行われる場合、講義と並行して行われる場合、一定の期間連続して設定される場合等々、いろいろなケースがある。実習の期間、形態なども、州により、また大学により様々である。さらに、学校における実習だけでなく、社会福祉関係の施設などで奉仕活動を行う社会実習や、企業実習などを並行して課している例も見られる。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、基礎学習の段階で4週間、主要学習の段階で10週間が、この実習にあてられている。[注18]

第一次国家試験は、いずれの州でも大きく分けて、①論文作成、②筆記試験、③口述試験により実施されている。ただし、試験の実施方法等、具体的な中身は、各州の事情によりそれぞれ異なっている。いずれの州も、相当長期の試験期間を設定し、志願者の専門科学上の学術的達成度を多面的に試験している。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、論文作成のほか、選択した教科、教育科学、教科教授学の筆記試験および口述試験に加えて、第一次国家試験の最後に、教育科学のコロキウムが実施されている。[注19] コロキウムとは面談による試験で、教員として備えていなければならない知識と能力を有しているかどうかが、試験官との面談を通して判定される。[注20] また論文作成では、あらかじめ設定されたテーマについて、3か月を費やして60ページの学術的な論述を行わなければならない。[注21]

表2：教職のタイプごとの学習期間及び試補勤務期間

教職のタイプ	第一段階：大学における標準学習期間（学期数）	第二段階：試補勤務期間（月数）
基礎学校ないし初等段階の教職	7	18-24
初等段階及び中等段階Ⅰのすべての又は個別の学校種類に通用する教職	7-9	18-24
中等段階Ⅰのすべての又は個別の学校種類に通用する教職	7-9	18-24
中等段階Ⅱ（一般教育科目）又はギムナジウムの教職	9	24
中等段階Ⅱ（職業教育科目）又は職業教育学校の教職	9	24
特殊教育の教職	9	18-24

（出典） Gábor Halász, Paulo Santiago, Mats Ekholm, Peter Matthews und Phillip McKenzie, *Anwerbung, berufliche Entwicklung und Verbleib von qualifizierten Lehrerinnen und Lehrern Länderbericht: Deutschland*, September 2004, S.16.
〈http://www.kmk.org/aktuell/Germany%20Country%20Note_Endfassung_deutsch.pdf〉

Ⅳ　試補勤務と第二次国家試験

試補勤務期間は、表２に示したように、18か月ないし24か月である。この期間は、州により、また目指される教員資格によって異なる。基礎学校、初等段階では18か月、中等段階Ⅰの学校では18か月ないし24か月、中等段階Ⅱまたはギムナジウムでは24か月というケースが多い。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、いずれの教職も24か月である。(注22)

試補勤務は、州によって名称は必ずしも同じではないが、多くの場合、学習ゼミナール（Studienseminar）と呼ばれる州が設置する研修機関と、現場の学校とで並行して実施される。学習ゼミナールでは、講義などを通して学校実践的な教育が行われる。学校では、試補は、一定の指導体制のもとで、実際に教壇に立つことにより授業実践を経験する。試補が勤務する学校は、通常、学習ゼミナール近隣の公立学校である。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合をみると、(注23)週１日（７時間）が、学習ゼミナールにおける教育にあてられる。(注24)学習ゼミナールには、学校教育の理論的内容が扱われる「基幹ゼミナール」（Hauptseminar）と、各教科に対応した「教科ゼミナール」（Fachseminar）が設けられている。(注25)学校での養成は、①授業参観、②指導下の授業、③独立して行う授業の３段階を踏んで行われる。(注26)各試補には、それぞれ指導教員(注27)があてがわれ、その者の指導のもとで、独立して授業を行うことができる段階まで到達する。２年間で、平均して週12時間の授業実践が、これに費やされる。(注28)

第二次国家試験は、各州とも、①論文作成、②試験授業、③口述試験から構成される。州によっては、筆記試験を併せて課している場合もある。第一次国家試験が、専門教科上の達成度に重点が置かれているのに対し、第二次国家試験では、主として学校実践的な諸問題にどれだけ取り組むことができるか、その到達度が検査される。また、いずれの州においても、平常点として、試補の指導にあたった教員等の所見などが点数化され、上記試験に加えられる。これらの総合点で最終的合否が判定される。ただし、それらの配分基準等は、州によって異なる。

ノルトライン・ヴェストファーレン州でいうと、まず試補は、指導教員の同意を得てテーマを決定し、３か月間かけて約30ページの論文を作成しなければならない。(注29)次に、選択した教科で、実際に授業を行う授業実践試験が課せられる。(注30)この試験にあたっては、事前に授業計画などの提出が求められる。最後に、コロキウムが行われ、面談を通して総合的に受験者の教員としての資質が判断される。コロキウムの時間は60分間とされている。(注31)以上に加えて、いわば平常点に相当する「ゼミナール養成指導者および校長の最終判定」が点数化され、それらを合計した点数により第二次国家試験の最終的な合否を決定する。(注32)

おわりに

以上見てきたように、ドイツの教員養成制度では、試補勤務が課せられている点にもっとも大きな特色がある。第一段階である大学での学習においても教職に関わる実習の期間が設けられているが、それに加えて試補勤務に就く第二段階では、１年半から２年という長期間にわたり、実際に教壇に立つことを通して、学校教育の専門的経験を積み重ねていく。また、州が所管する２回の国家試験を通して、その者の資質が、さまざまな角度から判定される。

教員の採用状況について簡単に言及しておくと、1980年代においては、需給の関係から採用率が著しく低かった。たとえば1984年度では、試補勤務を終え、第二次国家試験に合格した者のうち、実際に採用されたのは、約５人に１人

であった。[注33] その理由として、出生率の低下に伴う学校生徒数の減少、教員の年齢構成比のアンバランスがあった。[注34] しかし、現在は戦後ベビーブーマーの世代の教員が大量に退職年齢を迎える段階に入っている。このため、当時と比較すると採用率は格段に高くなっており、1980年代に発生した「失業教員」[注35]の問題は解消されつつある。第二次国家試験に合格した者の大部分を正規教員として採用できる状況になっている。[注36]

最近の動向についていうと、ドイツでは従来、学部、大学院という区分が大学制度の中に位置づけられていなかった。これに対し、目下ヨーロッパレベルで、バチェラー(学士)、マスター（修士）という段階を踏んだ共通の基本構造をもった高等教育制度を各国で導入する動きが進行している。こうしたなかで、ドイツの大学における教職学習も、全面的にバチェラー、マスターに対応する学習課程へと移行する方向で制度改革が進んでいる。[注37]

なお、ノルトライン・ヴェストファーレン州政府は、今年（2007年）９月、教員養成制度の改革案を決定した。同案には、大学における学習に占める実践的要素の割合をいっそう高める内容が盛り込まれている。改革の主要な点は、次のとおりである。[注38]

① 現在、大学における学習期間は、「基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職」は７学期（3.5年）、その他の教職はいずれも９学期（4.5年）である。今後はいずれの教職もすべて、３年間の学士の課程と２年間の修士の課程を連続した合計５年間（10学期）の課程に統一する。また修士の課程のなかに、１学期間継続する「実践ゼメスター」（Praxissemester）を組み入れる。学士の課程では、３週間のオリエンテーション実習を行う。現在の教師教育センター[注39]を学部レベルに格上げし、今後は、同センターに教員養成の学習内容に関しても責任をもたせる。

② 教職学習の入学要件として10週間の「学校助手実習」（Schulassistenz-Praktikum）を課す。その指導は、学校と教師教育センターとが協力して担当する。教職学習に入る前にこうした実習を経験させることにより、志願者自身に教職の適性について自己判断させるというねらいももっている。

③ 学士、修士と連続して実践に重点をおいた教育を実施することにより、現在２年間行われている試補勤務は、１年間に短縮する。現在の学習ゼミナールは、「学校実践養成センター」（Zentrum für schulprakitishe Ausbildung）として再構築し、このセンターが試補の養成に責任をもつ。

④ 教職学習は、修士の学位を取得することにより終了する。修士の修了試験が、第一次国家試験に置き換えられる

⑤ 現在、「基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職」として初等段階と中等段階Ｉの両方にまたがる教職資格を「基礎学校の教職」と「基幹・実科・総合制学校の教職」に細分する。「基礎学校の教職」を設けることで、とくに初等教育の充実を図る。

以上が主な内容である。このように、バチェラー（学士）、マスター（修士）の制度を全面的導入することにより、いずれの教職についてももその養成期間は６年間（大学における学習５年、試補勤務１年）となる。2008年に新しい教員養成法を制定し、2010/2011年の新学期からこれを施行するとされている。

ドイツでは、2000年に行われたOECD（経済協力開発機構）の「生徒の学習到達度調査」（PISA, Programme for International Student Assessment）でOECD諸国の平均を下回り、国民に衝撃を与えた。[注40] こうした事情もあり、各州とも生徒の学力向上が大きな政策課題となっている。ノルトライン・ヴェストファーレン州の教員養成制度改革には、ヨーロッパレベ

ルで進行するボローニャ・プロセス(注41)への対応とともに、そうした背景もあるものと思われる。

注

＊インターネット情報は、2007年10月31日現在である。

(1) 教員養成の第三段階に相当する現職教員を対象とした継続教育は、大学の他、各種研修機関で随時行われている。専門知識の拡大だけでなく、異なる種類の教員資格の取得も可能となっている。

(2) 「任命を撤回しうる関係にある官吏公務員」とは、ある職に就くための準備勤務（Vorbereitungsdienst）に従事している官吏公務員で、準備勤務が終了した時点で、公務員関係も取り消される。

(3) ドイツの憲法に相当する基本法では、連邦の任務は、外交、防衛などに限定され、教育制度に関しては、州が基本的に権限を有している。

(4) 連邦教育学術省も設置されているが、連邦政府は高等教育と学術の一部にしか権限を有していない。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、文部省に相当する省として、学校及び継続教育省（Ministerium für Schule und Weiterbildung）と革新、学術、研究及び技術省（Ministerium für Innovation, Wissenschaft, Forschung und Technologie）が設けられている。前者は主として初等中等教育に関わる事項を、後者は主として高等教育、学術に関わる事項を所管する。

(5) Gesetz über die Ausbildung für Lehrämter an öffentlichen Schulen（Lehrerausbildungsgesetz-LABG）Vom 2. Juli 2002 zuletzt geändert durch Gesetz vom 27. Juni 2006（SGV. NRW. 223）

(6) Ordnung der Ersten Staatsprüfungen für Lehrämter an Schulen（Lehramtsprüfungsordnung -LPO）Vom 27. März 2003（GV. NRW. S. 182）

(7) Ordnung des Vorbereitungsdienstes und der Zweiten Staatsprüfung für Lehrämter an Schulen（Ordnung des Vorbereitungsdienstes und der Zweiten Staatsprüfung — OVP）Vom 11. November 2003 geändert durch Verordnung vom 1. Dezember 2006（SGV. NRW. 203010）

(8) 中等教育の学校として、このほかに中間学校（Mittelschule）、通常学校（Regelschule）、中等学校（Sekundarschle）といった名称の学校タイプがある。また早期選別の不合理を緩和するという目的で基礎学校修了後、最初の2年間はオリエンテーション段階（Orientierungsstufe）と呼ばれる観察段階を設け、第6学年（基礎学校入学時からの通算）修了時に、それぞれの生徒の能力、適性、希望等に応じて進学校を最終的に決定するという仕組みを採用している州が多い。

(9) 2005年の数値では、第8学年でギムナジウムに通学している生徒の割合は30.9％となっている。総合制学校は、8.5％である。Statistische Veröffentlichungen der Kultusministerkonferenz, *Dokumentation* Nr. 181, Mai 2007, S. X.

(10) Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Grund- und Strukturdaten 2005*, S.148. なお、教育大学は、教育アカデミー（Pädagogische Akademie）と呼ばれていた教員養成機関が大学に昇格したものである。当初は、博士号授与権など学術大学の要件を備えていなかった。しかし1960年代後半から始まる一連の大学改革の中で、教育大学の学術大学化も推進され、70年代初頭に教育大学はすべて学術大学に昇格した。この動きと前後して、既存の総合大学への教育大学の統合が進められ、すべての教員は、学術大学である総合大学で一括して養成されるべきであるという考え方が定着した。こうして教員は、学校種類（段階）にかかわりなく総合大学で（科目によっては、神学大学、芸術大学、音楽大学等で）、統一的に養成されることになった。

(11) 具体的には次の大学である。総合大学が、アーヘン、ビーレフェルト、ボッフム、ドルトムント、デュースブルク/エッセン、ケルン、ミュンスター、パーダーボーン、ジーゲン、ヴッパータールの10校。音楽大学が、ケルン、デトモルト、エッセンの3校。芸術大学がデュッセルドルフ、ミュンスターの2校。体育大学がケルンの1校。なお、「教員養成法」第2条第1項

および第２項を参照。ノルトライン・ヴェストファーレン州文部省（学校及び継続教育省）のホームページを参照。Ministerium für Schule und Weiterbildung, *Zukunftsberuf Lehrer/in NWR* 〈http://www.schulministerium.nrw.de/ZBL/Wege/Lehramtsstudium/index.html〉

⑿　「教員養成法」第５条第１項を参照。ノルトライン・ヴェストファーレン州の従来の教職区分と現行の教職区分を表にすると以下のようになる（ノルトライン・ヴェストファーレン州文部省のホームページを参照）。

現行の教職	従来の教職
基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職	初等段階の教職
	中等段階Ｉの教職
ギムナジウム及び総合制学校の教職	中等段階Ⅱ/Ｉの教職
職業コレークの教職	職業教育専門科目を伴う中等段階Ⅱの教職
特殊教育学の教職	特殊教育学の教職

なお、「総合制学校の対応する学年」とは第５―10学年を指す。総合制学校は９年制で、第５―13学年を包括している。第11―13学年はギムナジウム上級段階に相当する。

⒀　ノルトライン・ヴェストファーレン州では、職業コレーク（Berufskolleg）という名称で、職業教育学校を総称している。職業コレークのなかに、従来の職業教育学校のさまざまなタイプに相当する教育課程が設けられている。職業コレークでは、職業教育の資格だけでなく大学入学資格を取得することも可能となっている。ただし、同じ名称でも、職業教育学校の学校形態のひとつとして設けられている州もある。「職業コレークの教職」という教職の種類が設けられているのは、ノルトライン・ヴェストファーレンのみである。職業コレークの教職を取得することにより、職業教育学校のすべてのタイプ（職業学校、職業専門学校、専門上級学校、専門学校など）に通用する資格を取得することができる。

⒁　標準学習期間は、大学生数の増大とこれにともなう収容力の限界等の理由により、1976年から発効した「大学大綱法」の規定に基づいて、各州大学法で定められている。大学大綱法では、「（標準学習期間は）専門大学の学習課程では最長４年、その他の学習課程（訳注：学術大学）では４年半とする」と定められている（第11条）。

⒂　「教職試験規程」第32条第１項を参照。

⒃　「教職試験規程」第35条第１項、第37条第１項、第39条第１項を参照。

⒄　ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、「教職試験規程」の第６条で大学の学習課程について、第７条で学習の組織および形態について、第８条で基礎学習と中間試験について、第９条で主要学習について、第13条で第一次国家試験についてそれぞれ規定されている。

⒅　ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、「教員養成法」第２条第４項で、「大学における学習は、養成の目標に向けられた教育科学的、専門科学的及び教科教授学的学習を包括するものとし、これらの学習のなかに、実践段階が学習の開始時から組み入れられなければならない。実践段階では、様々な学校形態の理論的学習及び学校実践的経験が相互に組織的に関連づけられる」と規定し、「実践段階」においてこうした実習が行われるとしている。「教職試験規程」第10条および第11条を参照。

⒆　「教職試験規程」第13条第３項で、「第一次国家試験は、個々の教職に関する規定にもとづき、以下の各号に掲げる試験を包括する。1.筆記試験、2.口述試験、3.論文作成、4.教育科学の最終コロキウム、5.美術、織物、音楽及び体育にあっては専門実技試験」と規定されている。

⒇　「教職試験規程」第19条第１項を参照。

(21)　「教職試験規程」第17条第２項および第５項を参照。

(22)　「試補勤務及び第二次国家試験規程」（以下「試補勤務規程」と略）第７条第１項を参照。

(23)　「教員養成法」では、「公立学校における教職のための試補勤務は、学校及び学習ゼミナールにおいて

実施されなければならない」（第３条第１項）。「試補勤務の任務は、学術的に基礎づけられた職業実践的活動のための養成である。試補勤務における養成には、独立して行う授業が含まれる（同条第２項）」と規定されている。

(24) 「試補勤務規程」第10条第１項および第２項を参照。

(25) 「試補勤務規程」第10条第３項を参照。

(26) 「試補勤務規程」第11条第３項を参照。

(27) 試補が勤務する学校で試補を指導する教員は、養成教員（Ausbildungslehrer）と呼ばれている。養成教員は、試補が行う授業の計画、実施など、試補に付き添い、指導する。

(28) 「試補勤務規程」第11条第５項を参照。

(29) 「試補勤務規程」第34条を参照。

(30) 「試補勤務規程」第35条を参照。

(31) 「試補勤務規程」第33条第３項を参照。

(32) 「試補勤務規程」では、「第二次国家試験は、論文作成、２つの授業実践試験及びコロキウムから構成される」（第28条）と規定されている。また、同規程第37条第１項では、第二次国家試験の総合点数は、①ゼミナール養成指導者（同規程第11条第３項を参照）および校長の最終判定、②コロキウム、③論文、④授業実践試験の合計点から形成されると規定している。①は、いわば平常点に相当する。点数の配分は、①：②：③：④が、５：２：１：２である。

(33) 1984年度の試補勤務修了者は26,188人、前年度以前の修了者を含む採用志願者数は52,489人、実際に採用された者は10,610人で、採用率は20.2％であった。Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft, *Grund-und Struktur Daten 1985/86*, S.72.

(34) たとえば1984年度の数字を見ると、教員の約72％は45歳未満であった。退職年齢は通常65歳であるので、これらの教員はその後長期間にわたって学校にとどまり、一方退職の近い高齢教員の割合は低く、教員の年齢構成にアンバランスがあった。現在は、この時期45歳未満であった教員が退職時期を迎えており、需要と供給の関係は当時と逆転している。Der Bundesminister für Bildung und Wissenschaft, *a.a.O.*, S.50.

(35) ドイツでは、試補勤務を終え、第二次国家試験に合格しながら、採用枠がなく、正規教員に任用されない者を「失業教員」（arbeitslose Lehrer）と呼んでいる。

(36) 文部大臣会議の資料によると、2006年度に試補勤務を修了した者はドイツ全体で21,210人であった（このうちノルトライン・ヴェストファーレン州が5,227人）。同年、公立学校教員に採用された者は26,452人（7,447人）となっている。このように、試補勤務を修了した者よりも採用者の数のほうがが多くなっている。これは2006年度の採用者の中に、前述した失業教員が多数含まれているためである。ただし教職の種類によっては、たとえばノルトライン・ヴェストファーレン州のギムナジウム教員の場合、試補勤務修了者2,406人に対し、新規採用者2,225人となっており新規採用者より試補勤務修了者のほうが多い。また州によっては、たとえばヘッセン州では試補勤務修了者1,987人に対し、新規採用者は1,839人となっている。このように州により、また教職の種類により事情は同じではないが、上述の数値に表れているように試補勤務の修了者で採用を希望する者は、おおむね採用されているものと推定される。*Einstellung von Lehrkräften 2006*, Bearbeitet im Sekretariat der Kultusministerkonferenz, S.1*,3*. 〈http://www.kmk.org/statist/EvL_2006.pdf〉

(37) このように高等教育の基本構造をヨーロッパレベルで統一化していく動きは、ボローニャ・プロセスと呼ばれている。ボローニャ・プロセスではそのほか、ECTS（European Credit Transfer System）と呼ばれるヨーロッパ共通の単位互換制度をヨーロッパ各国で導入することを目指している。従来ドイツの大学では、学習成績を「単位」（credit）の形でポイント化する制度は採用されてこなかった。しかしドイツでも、このECTSに対応させた「単位システム」を取り入れ、ヨーロッパ各国の大学との間で、学習成果の比較・互換を可能とするシステムを普及させつつある（「教職試験規程」第７条第５項を参照）。またボ

ローニャ・プロセスでは、ディプロマ・サプリメント（学士、修士などの学位証に添付される補足書類。ヨーロッパ共通の書式で、取得学位・資格の内容、授与機関等について、標準化された英語で記載される）をヨーロッパ各国で導入する改革も行われている（「教職試験規程」第49条を参照）。ボローニャ・プロセスは、2010年を目標の達成年度としている。ボローニャ・プロセスについて詳細は、拙稿「ヨーロッパの高等教育改革―ボローニャ・プロセスを中心にして」、『レファレンス』No.658, 2005.11, pp.74-98.を参照。

(38) Ministerium für Schule und Weiterbildung des Landes Nordrhein-Westfalen, Ministerium für Innovation, Wissenschaft, Forschung und Technologie des Landes Nordrhein-Westfalen, *Die neue Lehrerausbildung in Nordrhein-Westfalen, Grundlagen und Grundsätze*, 11. September 2007. <http://www.gew-nrw.de/binarydata/download/GrundlagenLeBiNRW.pdf>

(39) 「教職試験規程」第６条第４項を参照。

(40) ドイツは、参加32か国中、読解力が21位、数学的リテラシーと科学的リテラシーで20位であった。

(41) 前掲注(37)を参照。

【邦語参考文献】

(1) 長島啓記「ドイツにおける教員養成改革」『早稲田教育評論』、20巻1号、2006、pp.37-53.

(2) 教員養成研究会〔代表：天野正治〕編『西ドイツの教員養成制度―ノルトライン・ヴェストファーレン州を中心に―』文部省教育助成局教職員課、1986.

(3) 拙稿「西ドイツの教員養成制度」（その１）～（その５）、『レファレンス』No.420, 1986.1, pp.54-106, No.423, 1986.4, pp.35-81, No.426, 1986.7, pp.46-85, No.432, 1987.1, pp.54-92, No.434, 1987.3, pp.62-92.

（きど　ゆたか・専門調査員）

2002年７月２日の
公立学校における教職のための養成に関する法律（教員養成法）

2006年６月27日の法律により最終改正

Gesetz über die Ausbildung für Lehrämter an öffentlichen Schulen

（Lehrerausbildungsgesetz-LABG）

Vom 2. Juli 2002

zuletzt geändert durch Gesetz vom 27. Juni 2006

（SGV. NRW.223）

木戸　裕訳

【目次】

Ⅰ　総則
第１条　養成の目標及び構成；開発の責務
第２条　大学における学習
第３条　試補勤務
第４条　許可の制限
第５条　教職
第６条　教員の充当
第７条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職
第８条　ギムナジウム及び総合制学校の教職
第９条　職業コレークの教職
第10条　特殊教育の教職
第11条　複数の教職
第12条　試験局
Ⅱ　学習及び試験
第13条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための学習
第14条　ギムナジウム及び総合制学校の教職のための学習
第15条　職業コレークの教職のための学習
第16条　特殊教育の教職のための学習
第17条　第一次国家試験
第18条　第二次国家試験
第19条　学習の算入
第20条　承認
第21条（削除）
第22条　拡大試験
第23条（削除）
Ⅲ　特別規定
第24条　教職資格をもたない教員
第25条　農業専門科目の職業コレークの試補
第26条　促進的な職業活動
第27条　代替学校の教員
Ⅳ　経過規定及び末尾規定
第28条　経過規定
第29条　行政規則及び省
第30条　施行、失効、経過規則及び報告義務

Ⅰ　総則

第１条　養成の目標及び構成；開発の責務

(1)　養成の目標は、公立学校における教職を、独立して遂行できる能力を養うことにある。養成にあたっては、すべての教職に共通な教育的責任及び職業倫理的義務を考慮する。

(2)　養成は、大学における学習及び試補勤務で構成される。

(3)　大学における学習、試補勤務及び教員現職教育は、それぞれに固有な目標設定にあたり、継続的に調整されなければならない共通の責務を有する。

(4)　職業資格付与及び職業参入の新しい構想の検証のために、文部省（注１）は、要件及び達成の同

等性が確保される場合、内務省及び財務省の同意のもとに、試行的に教員養成の内容及び形態について、この法律と異なる別のものを法規命令により許可することができる。とりわけ連続的学習課程のモデル(注2)が、検証されなければならない。

第2条　大学における学習

(1)　公立学校における教職資格の取得のための学習は、総合大学(Uniersität)において、又は内務省及び財務省の同意のもとに文部省により教員養成に関して同等と承認された高等領域の機関において行われる。

(2)　この法律にいう学術的な学習として、芸術大学及び音楽大学における学習もこれに該当する。

(3)　標準学習期間(Regelstudienzeit)(注3)は、志願される教職の種類により異なる。

(4)　大学における学習は、養成の目標に向けられた教育科学的、専門科学的及び教科教授学的学習を包括するものとし、これらの学習のなかに、実践段階(注4)が学習の開始時から組み入れられなければならない。実践段階では、様々な学校形態の理論的学習及び学校実践的経験が相互に組織的に関連づけられる。

(5)　教職のもつ共通の教育的責任は、すべての学習課程に義務づけられた、教育科学的、専門科学的及び教科教授学的学習並びに実践段階に共通の基礎要素を通して保障される。

(6)　大学における学習は、授業及び教育、判定及び診断並びに評価及び質の確保のための基礎的な職業能力の発展に向けられる。その際、多様性を受け入れる能力がとくに考慮されなければならない。能力は、段階に従った構築により取得される。そのために大学は、必修の学習内容を発展させる。大学における学習は、教職と類似する職業分野にも、その取得された能力が生かされるよう形成されなければならない。

(7)　学習組織的及び試験法規上の措置により学習課程間の透過性(Durchlässigkeit)(注5)が保障される。

第3条　試補勤務

(1)　公立学校における教職のための試補勤務は、学校(注6)及び学習ゼミナール(注7)において実施されなければならない。

(2)　試補勤務の任務は、学術的に基礎づけられた職業実践的活動のための養成である。試補勤務における養成には、独立して行う授業(注8)が含まれる。

(3)　試補勤務の養成形態は、志願される教職の種類により異なる。

(4)　試補勤務は、2008年9月15日に開始するものを最終として、公法上の養成関係のなかで職員関係(Angestelltenverhältnis)(注9)にもとづいて、職業に随伴して(berufsbegleitend)実施することもできる。

第4条　許可の制限

(1)　試補勤務への許可は、志願者数が、試補勤務全体、個々の教職又は個々の教科(授業教科、職業専門科目及び特殊教育専門科目)に関して、養成のための収容能力を超える場合、一時的にこれを制限することができる。

(2)　養成のための収容能力の算出にあたっては、州予算の枠内で、学習ゼミナール及び学校の人的、場所的、物的及び専門特殊的設備を通して与えられるあらゆる可能性を考慮に入れなければならない。その際、秩序立った養成の要件を満たさなければならない。学校によって満たされるべき公的使命が、養成授業(注10)の枠により妨げられてはならない。

(3)　文部省は、第2項にいう基準にもとづき、採用期日ごとに、次の各号に掲げる数値を算出し、養成のための収容能力の枠を定める。

1．すべての教職の試補勤務において、全体として現在提供できる養成席（Ausbildungsplatz）[注11]の数
2．個々の教職ごとの養成席の数
3．場合によっては、個々の教職の特定の教科の養成席の数

要求のない教職又は場合によっては要求のない教科の養成席は、別の教職又は場合によっては別の教科に振り替えられるものとする。

(4) 1つの採用期日について、個々の教職又はある教科で、志願者数が、定められた養成席の最大数を超える場合、選抜手続が実施される。現在提供できる養成席は、次の各号に掲げる基準にもとづき配分される。

1．第一に、100分の10までは、学校を所管する省が緊急の需要が存すると確認した教科の少なくともひとつを志願する者に対して配分される（需要）。
2．少なくとも100分の60は、第一次国家試験の結果により配分される（試験結果）。
3．100分の25までは、第1回目の志願からの待機期間を考慮して配分される（待機期間）。
4．100分の5までは、きわめて困難な状況にある者に配分される（困難な状況）

第1号、第3号及び第4号にもとづく配分が利用されなかった場合、第2号にもとづく配分が加算される。

(5) 同一順位の志願者が複数いる場合、州官吏法第8条第4項を考慮し、第一次国家試験の成績又は待機期間が、補完的又は合わせて決定のための基礎とされる。それ以外は、代替手段として抽選によりこれを決定する。

(6) 次の各号に掲げる法律の規定により行われた役務期間は、その期間が試補勤務への採用にあたり遅延を生じさせた場合、24か月までは待機期間と見なされる。

1．期限付きの役務を含む基本法第12a条[注12]
2．1969年7月18日の開発途上国援助奉仕員法[注13]のその時点で適用される法文
3．1964年8月17日の社会活動ボランティア年の推進に関する法律[注14]のその時点で適用される法文
4．1993年9月17日の環境保護ボランティア年の推進に関する法律[注15]のその時点で適用される法文

遅延に関して、志願者が、以前の志願において採用を許可されていたかどうかは問われない。

(7) 家族的共同生活を営む未成年の子どもの世話により、志願者の試補勤務への着任が遅延した場合、その期間は、24か月まで待機期間としてみなされる。出産による遅延及び近親者の介護を理由とする遅延の場合も同様とする。第6項第2文は、準用される。

(8) 文部省は、法規命令により次の各号に掲げる事項に関して、その詳細を規定する権限を有する。

1．養成のための収容能力の算定方法（養成席の最大数及び教科の最大数）
2．選抜手続
3．許可手続の実施後、着任しなかった場合の帰結

(9) 上記規定は、農業試補には適用されない。

第5条　教職

(1) 次の各号に掲げる教職が設けられる。

1．基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年[注16]の教職
2．ギムナジウム及び総合制学校の教職
3．職業コレーク[注17]の教職
4．特殊教育の教職

(2) 第1項第1号にもとづく教職に関して、基礎学校を学習の重点とするか、又は基幹・実科・総合制学校を重点とするかを選択することができる。

第６条　教員の充当

⑴　第５条第１項第１号から第３号にもとづく教職資格により、対応する学校形態及び学校段階において授業を行う権限が付与される。特殊教育の教職資格により、特殊学校(注18)並びに専門的要件及び特殊教育の要件が合致するその他の学校形態において授業を行う権限が付与される。教職の同等性の承認（ノルトライン・ヴェストファーレン州「官吏のラウフバーンに関する規程」第12条第２項）に関する決定は、文部省がこれを行う。

⑵　文部省は、別の暫定的充当について定めることができる（州官吏法第29条第２項）。

第７条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職

基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職資格は、７学期(注19)の標準学習期間をともなう大学における学習にもとづき、この教職のための第一次国家試験に合格し、最高24か月の試補勤務を行い、この教職のための第二次国家試験に合格した者が、これを取得する。

第８条　ギムナジウム及び総合制学校の教職

ギムナジウム及び総合制学校の教職資格は、９学期の標準学習期間をともなう大学における学習にもとづき、この教職のための第一次国家試験に合格し、最高24か月の試補勤務を行い、この教職のための第二次国家試験に合格した者が、これを取得する。

第９条　職業コレークの教職

職業コレークの教職は、９学期の標準学習期間をともなう大学における学習にもとづき、この教職のための第一次国家試験に合格し、最高24か月の試補勤務を行い、この教職のための第二次国家試験に合格した者が、これを取得する。

第10条　特殊教育の教職

⑴　特殊教育の教職は、９学期の標準学習期間をともなう大学における学習にもとづき、この教職のための第一次国家試験に合格し、最高24か月の試補勤務を行い、この教職のための第二次国家試験に合格した者が、これを取得する。

⑵　特殊教育の教職は、追加学習によっても、これを取得することができる。

第11条　複数の教職

⑴　試補勤務に採用される前に２つの教職のための第一次国家試験に合格している者は、１つの試補勤務の履行及び１つの第二次国家試験に合格することにより、２つの教職のための資格を取得する。すでに一度適性の欠如によりこれらの教職のうちの１つの試補勤務から除外された志願者又はこれらの教職のうちの１つの第二次国家試験に合格しなかった志願者には、これを適用しない。

⑵　１つの教職資格を取得している者は、別の教職のための第一次国家試験に合格することにより、その教職資格を取得することができる。

⑶　別の教職のための第一次国家試験の枠内で、試験規則の基準にもとづき、ある教職のためのすでに合格している第一次国家試験の適合する試験成績は承認される。

第12条　試験局

⑴　第一次国家試験及び第二次国家試験は、これを所管する州試験局(注20)が実施する。

⑵　服務監督及び専門監督(注21)は、文部省がこれを行う。

⑶　文部省は、試験基準及び試験評価の比較可能性を保証するため、必要な措置を講ずる。

II　学習及び試験

第13条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための学習

(1)　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための学習は、次の各号に掲げる学習を包括する。

1．　教育科学の学習

2．　学校形態に関連する重点形成を含む２つの授業教科の学習及び

3．　授業教科としてのドイツ語又は数学の教授学の基礎的学習

(2)　基礎学校を学習の重点として選択する場合、第１項第２号にもとづく２つの授業教科のうちの１つは、ドイツ語又は数学とする。第１項第３号にもとづく教授学の基礎的学習は、選択されないほうの教科とする。

第14条　ギムナジウム及び総合制学校の教職のための学習

ギムナジウム及び総合制学校の教職のための学習は、次の各号に掲げる学習を包括する。

1．　教育科学の学習及び

2．　２つの授業教科の学習、授業教科音楽の学習又は授業教科芸術の学習

第15条　職業コレークの教職のための学習

(1)　職業コレークの教職のための学習は、次の各号に掲げる学習を包括する。

1．　教育科学の学習

2．　２つの職業専門科目の学習、
　　１つの授業教科及び１つの職業専門科目の学習又は
　　２つの授業教科の学習

(2)　１つの授業教科又は１つの職業専門科目の学習に代わり、１つの特殊教育専門科目を学習することができる。

第16条　特殊教育の教職のための学習

特殊教育の教職のための学習は、次の各号に掲げる学習を包括する。

1．　教育科学の学習、

2．　２つの授業教科の学習及び

3．　２つの特殊教育専門科目の学習

第17条　第一次国家試験

(1)　第一次国家試験においては、専門科学的、教科教授学的及び教育科学的学習の基礎の上に、とりわけ教職（Lehrerberuf）に必要な資格及び能力が示されなければならない。学校形態に関連する重点が考慮されなければならない。

(2)　第一次国家試験受験許可の要件は、中間試験[注22]の合格及び試験規則に定められた成績証明書の取得である。

(3)　試験局は、次の各号に掲げる者を試験官として任命することができる。

1．　大学教授

2．　その試験に関連する専門領域で、教員を養成する当該大学で独立して教授活動を行っている、大学法（HG）第95条にいう[注23]者

3．　学生が志願する教職資格を有する、職業実践及び養成において経験豊かな者

詳細については、試験規則がこれを定める。

(4)　文部省は、内務省及び財務省の同意を得て、学校における教職のための第一次国家試験規程を法規命令として発布する。この法規命令により、個々の試験の要件及び実施について規定する。文部省は、とりわけ次の各号に関する規定を定める。

1．　授業教科、学習領域、職業専門科目及び特殊教育専門科目の、名称及び内容。そのなかには、これらの組合せ並びに試験局の組織及び任務を含む。

2．　学習目標及び試験目的

3．　必要であり、かつ要求しうる全教育課程

の範囲及び中間試験を通常終了していなければならない期限並びに受験申請の期限

4．　試験の受験許可の要件

5．　再試験の要件

6．　試験基準、とりわけ試験教科及びその比重

7．　試験成績の形態、数及び範囲

8．　試験論文作成のための期間及び口述試験の時間

9．　個々の試験成績の評価及び結果の算出に関する原則

10．　試験組織及び試験手続

11．　他の学習課程又は他の大学で行われた学習期間、学習成績及び試験成績の算入

12．　試験成績をつけられなかった場合及び試験を棄権した場合の帰結

13．　試験規則違反があった場合の帰結

14．　個々の試験又は終了した部分試験に関する試験文書（Prüfungsakt）[注24]の閲覧

15．　証明しなければならない学習の範囲、終了しなければならない試験の種類、数及び対象並びに志願者が拡大試験の受験許可を申請するにあたり提出しなければならない成績証明書の種類、数及び対象

16．　拡大試験で要求される試験成績の種類、数及び範囲

第18条　第二次国家試験

⑴　第二次国家試験により、志願者が試補勤務（第３条）の目標に到達しているかが確認されるものとする。

⑵　第二次国家試験は、試補勤務期間中に行われる。第二次国家試験に合格又は最終的に不合格となった志願者の官吏関係は、その者の試験が終了した時点で消滅する。志願者に試験結果が文書で知らされた時点で、試験は終了したものと見なされる。文書による通知は、合格の場合は養成の最終月に、最終的に不合格となった場合はただちに、受験者に送付される。

⑶　文部省は、内務省及び財務省の同意を得て、学校における教職のための試補勤務及び第二次国家試験規程を法規命令として発布する。この法規命令により、試補勤務への採用許可並びに試補勤務及び試験の実施に関して個別に規定される。文部省は、とりわけ次の各号に関する規定を定める。

1．　試補勤務への採用許可の要件、手続き、構成及び実施

2．　試験成績の種類及び範囲

3．　試験の点数、試験成績の評価手続及び試験の点数形成

4．　第二次国家試験の結果の算定及び確定

5．　試験委員会の形成

⑷　第３項は、第３条第４項にもとづく職業に随伴する試補勤務に準用される。

第19条　学習の算入

⑴　文部省は、第２条第１項及び第２項にもとづく諸機関において達成された学習で、第13条から第16条までの規定に該当しない同等の学習を、この法律にいう学習として承認することができる。

⑵　第２条にいう大学以外の大学で達成された学習で、養成及び試験規則で定める要件に合致する学習は、第一次国家試験の受験許可にあたり、これを算入することができる。この決定は、第一次国家試験を所管する州試験局が行う。

第20条　承認

⑴　文部省は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の内又は外で実施された教員試験をこの法律にいう対応する教職のための第一次国家試験として承認することができる。

⑵　文部省は、教職に関する別の適合する試験

を第一次国家試験又は第一次国家試験の一部として、これを承認することができる。この試験において、教育科学の学習の証明を行うことができない場合、第二次国家試験の枠内でその証明が行われなければならない。

(3) 文部省は、ある教科においてすでに合格している第一次国家試験の拡大試験として、ある教職のための別の適合する試験を承認することができる。

(4) 文部省は、ノルトライン・ヴェストファーレン州以外で取得された教職資格を、この法律にいう対応する教職資格として承認することができる。その他文部省は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の内及び外で行われたある教職に適合する別の試験を、この法律にいう対応する教職のための資格として承認することができる。

(5) 文部省は、ある教職に適合する専門大学（Fachhochschule[注25]）の修了試験又は総合制大学（Gesamthochschule[注26]）における対応する学習課程の修了試験を第５条第１項にいう教職のための第一次国家試験の一部として承認することができる。文部省は、2008年12月31日まで、第５条第１項第１号又は第４号にもとづく教職のための第一次国家試験として同種の試験も承認することができる。第２項第２文は準用される。

(6) 文部省は、法規命令により次の各号に掲げる権限を有する。

1. 第１項から第５項までの規定にもとづく教職資格及び試験を、要求及び条件を満たしているかどうかにしたがい承認する権限
2. 第１項から第５項にもとづく承認権限を県庁へ移管する権限

第21条（削除）

第22条　拡大試験

(1) この法律にいう教職又は学校形態若しくは学校段階に関連する教職のための第一次国家試験に合格した者は、その者が必要な学術的又は芸術的準備を第２条にいう大学の学習によって行ったことを証明した場合、別の教科について当該教職の拡大試験を受験することができる。例外的場合として、文部省が適合すると承認した現職教育の機関によって行われる同等の準備を、大学における学習の代替とすることができる。

(2) 特別の例外的場合において、文部省は、他の同等の準備を適合するものとして承認することができる。

(3) 拡大試験の準備及び試験は、教職の要件にしたがわなければならない。

第23条（削除）

Ⅲ　特別規定

第24条　教職資格をもたない教員

この法律にいう教職資格をもたない教員の準備教育及び養成教育は、州官吏法第15条第１項にもとづき、州政府の法規命令によりこれを規定する。

第25条　農業専門科目の職業コレークの試補

(1) 農業専門科目の職業コレークの試補に関しては、次の各号の規定が適用される。

1. 個々の教職のための学習ゼミナールに代わり州立農業教育研究所がこれを行うという条件で、第３条第１項の規定
2. 次のa）からc）までの条件で、第18条の規定
   a） 第二次国家試験が、試補勤務に直接接続し、個々の試験成績を試補勤務期間中に提出でき、かつ、試験が試補勤務終了後２か月以内に完了していなければならないこと。

b）　試験が、追加的に、監督下で行われる論文作成及び口述による専門試験から構成されること。

c）　農業を所管する官庁が、文部省と共同で法規命令（第18条第３項）を発布すること。

⑵　第12条第２項は適用されない。第二次国家試験は、特別試験委員会によって行われる。その試験委員は、農業を所管する官庁が、文部省と共同で任命する。試験委員会の委員は、職業コレークの教職資格、中等段階IIの教職資格、職業教育学校の教職資格、農業及び栄養学の高級職[注27]の資格、法曹職の資格のいずれかの資格を有している者か、農業若しくは園芸学の大学教員又は栄養学及び家政学の大学教員でなければならない。口述による専門試験では、学術的学習を修了している専門に通じた者を、審議権を有する試験官として加えることができる。第二次国家試験の結果に関しては、試験委員会がこれを決定する。

第26条　促進的な職業活動

州政府は、州官吏法第15条第１項にもとづき職業専門科目をともなう職業コレークの教職のために、専門学校[注28]（Fachschule）における授業活動に関して、以下の各号に掲げるものを代替として規定することができる。

1．　第15条第１項第２号にもとづく職業専門科目の学習に代わり、その専門科目と同等と認められるその他の学習

2．　第９条にもとづく第一次国家試験の代わりに、大学における学習に対応して実施される試験

3．　試補勤務及び第二次国家試験の代わりに、少なくとも４年間の公勤務の内及び外における促進的な職業活動（förderliche Berufstätigkeit）

第27条　代替学校の教員

代替学校[注29]に勤務する教員の養成に必要な要件に関しては、学校法第102条[注30]が適用される。

Ⅳ　経過規定及び末尾規定

第28条　経過規定

⑴　学校形態及び学校段階にもとづき取得された資格は、この法律の影響を受けない。次の各号に掲げる教員が充当される。

1．　基礎学校には、国民学校の教職、基礎学校及び基幹学校の教職並びに初等段階の教職資格をもつ教員

2．　基幹学校には、国民学校の教職、基礎学校及び基幹学校の教職、実科学校の教職、ギムナジウムの教職並びに中等段階Ⅰの教職資格をもつ教員

3．　実科学校には、国民学校の教職、基礎学校及び基幹学校の教職、実科学校の教職、ギムナジウムの教職並びに中等段階Ⅰの教職資格をもつ教員

4．　第５学年から第10学年のギムナジウムには、国民学校の教職、基礎学校及び基幹学校の教職、実科学校の教職、ギムナジウムの教職並びに中等段階Ⅰの教職資格をもつ教員

5．　第５学年から第10学年の総合制学校には、国民学校の教職、基礎学校及び基幹学校の教職、実科学校の教職、ギムナジウムの教職並びに中等段階Ⅰの教職資格をもつ教員

6．　第11学年から第13学年のギムナジウム及び総合制学校並びに職業コレークには、ギムナジウムの教職、中等段階IIの教職、職業教育学校の教職、専門学校又は高等専門学校の教職をもつ教員

7．　特殊学校の教職及び特殊教育学の要求にもとづく特殊教育学の学習課程と対応する特殊教育の教職資格をもつ教員

(2) 学校形態又は学校段階に関連する教職資格を取得した者は、第11条第2項及び第3項を準用して、この法律にいう教職資格を取得することができる。

(3) 従来の規定にもとづき1991年12月31日までに実施された拡大試験は、この法律の影響を受けない。

(4) 国民学校、基礎・基幹学校又は実科学校の教職資格をもつ教員並びに初等段階又は中等段階Ⅰの教職資格をもつ教員は、所管の学校監督官庁が、その者が志願する教職の専門的能力を有していることを確認した場合、基礎・基幹・実科学校の教職資格を取得する。認定は、次の各号に掲げるものに基づいて行う。

1. 学習ゼミナールのゼミナール養成指導者[注31]（Seminarausbilder）として少なくとも7年間の活動
2. 少なくとも7年間の学校統括機能の活動及び1時間のコロキウム[注32]
3. 国民学校又は基礎・基幹学校の教職資格をもつ教員については、勤務評定及び追加の1時間のコロキウム
4. 実科学校の教職資格をもつ教員又は初等段階若しくは中等段階Ⅰの教職資格をもつ教員については、その者の養成に合致していない学校段階（初等段階又は中等段階Ⅰ）における少なくとも30か月の本務による活動、勤務評定及び追加の1時間のコロキウム

第2文第3号及び第4号にもとづく勤務評定は、2教科の試験授業を包括し、3年以上にわたってはならず、それぞれの最高点をもって終了しなければならない。1998年9月18日公示の文言による教員養成法（ノルトライン・ヴェストファーレン州「法律及び命令公報」564ページ）第29条第6項にもとづき中等段階Ⅰのための教職資格を取得している国民学校又は基礎学校及び基幹学校の教職資格をもつ教員は、申請により、専門的資格の新たな証明なしに基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職を取得する。

(5) 中等段階Ⅰ及び中等段階Ⅱにそれぞれ部分的に属する学校形態では、異なる教職資格をもつ教員は、教科固有の授業需要の長期的補塡の必要性及び教育目標の必要性にしたがって優先して充当される。

(6) 学校法第83条[注33]もとづき組織的にひとつの学校に統合されている中等段階Ⅰの異なる学校形態の学校又は中等段階Ⅰをもつ学校では、すべての教職資格を有する教員が、教科固有の授業需要の長期的補塡の必要性及び教育目標の必要性にしたがって優先して配置される。

第29条　行政規則及び省

(1) 文部省は、この法律の遂行に必要な行政規則を発布する。

(2) この法律にいう文部省は、ノルトライン・ヴェストファーレン州学校、青少年及び児童省をいう[注34]。

第30条　施行、失効、経過規則及び報告義務

(1) この法律は、第5条から第11条までの規定、第13条から第16条までの規定及び第28条を除き、2002年8月1日から施行される。第5条から第11条までの規定、第13条から第16条までの規定及び第28条は、2003年10月1日から施行される。2001年12月19日の法律により最終改正された1998年9月18日公示の文言による「公立学校における教職のための養成に関する法律」（教員養成法-LABG）は、第4条から第10条までの規定、第12条から第15条までの規定及び第29条を除き、2002年8月1日に失効する。第4条から第10条までの規定、第12条から第15条までの規定及び第29条は、

2003年10月１日に失効する。

(2) この法律の個々の規定の施行の時点で養成中の学生は、2012年10月31日を最終期限として、規定にしたがい第一次国家試験の受験を申請する場合は、2001年12月19日の法律（ノルトライン・ヴェストファーレン州「法律及び命令公報」882ページ）により最終改正された1998年９月18日公示の文言による「公立学校における教職のための養成に関する法律」（教員養成法-LABG）の従来の規定にもとづき養成を終了する。この法律の個々の規定の施行の時点で養成中にある試補は、2001年12月19日の法律（ノルトライン・ヴェストファーレン州「法律及び命令公報」882ページ）により最終改正された1998年９月18日公示の文言による「公立学校における教職のための養成に関する法律」（教員養成法-LABG）の従来の規定に基づき養成を終了する。学校における教職のための第一次国家試験規程は、学生が一定の要件のもとで新法にもとづく第一次国家試験の受験が可能であることを定めることができる。

(3) 学校制度を所管する省は、この法律の効果を検証し、これに関して、遅くとも2009年12月31日までに州議会に対し報告する。

注

※ 翻訳の原文は、ノルトライン・ヴェストファーレン州文部省（学校及び継続教育省）のホームページからダウンロードした〈http://www.bildungsportal.nrw.de/BP/Schulrecht/Lehrerausbildung/index.html〉。原文についている注は（原注）と記した。それ以外は、すべて訳者による注である。訳注のなかのデータ等は、同省のホームページに登載されている情報を典拠としている。なお、インターネット情報はすべて2007年10月31日現在である。

(1) 原語では単に「省」（Ministerium）となっているが、第29条第２項で「この法律にいう省は、ノルトライン・ヴェストファーレン州学校、青少年及び児童省をいう」と規定されており、文部省を指しているので、以下、この語は、すべて、文部省と訳出した。なお、「学校、青少年及び児童省」は、現在、「学校及び継続教育省」と改称されている。

(2) ドイツでは、従来、学部、大学院という区分は大学制度の中に位置づけられていなかった。しかしヨーロッパ統合が進展するなかで、バチェラー、マスターの学位を授与する学習課程を導入する方向で制度改革が進行している。こうした動きに対応して、バチェラー、マスターを連続的に１つの学習課程に位置づけた教職学習のモデルも設置されている。

(3) 各学習課程ごとに定められた標準的な学習期間。

(4) 「教職試験規程」第10条および第11条を参照。

(5) 透過性の保障とは、異なる学習課程間での相互横断的な履修を可能とする措置の確保をいう。

(6) 「試補勤務及び第二次国家試験規程」（以下、「試補勤務規程」と略）第11条を参照。

(7) 試補が、学校実践に即した教育をうける研修機関。「試補勤務規程」第10条を参照。

(8) 「試補勤務規程」第11条第３項を参照。

(9) 試補は、試補勤務中、官吏公務員（Beamte）として「任命を撤回しうる官吏関係」（Beamtenverhältnis auf Widerruf）にある。「試補勤務規程」第６条を参照。ただし、職員（Angestellte）として、「職員関係」による試補勤務への採用もある。

(10) 養成授業（Ausbildungsunterricht）とは、試補がその勤務する学校で行う授業のこと。指導下の授業と独立して行う授業がある（「試補勤務規程」第11条第３項を参照）。

(11) 養成席とは、試補勤務者のために用意されたポストをいう。

(12) 基本法第12a条では、「兵役その他の役務従事義務」について規定されている。この義務は、18―24歳の男子に課され、期間は９か月である。

(13) Entwicklungshelfergesetz, *BGBl*, Ⅰ S.549.

(14) Gesetzes zur Förderung eines freiwilligen sozialen Jahres vom 17. August 1964, *BGBl*, Ⅰ S.

640.

⒂ Gesetzes zur Förderung eines freiwilligen ökologischen Jahres vom 17. September 1983, *BGBl*, I S.2118.

⒃ 総合制学校の対応する学年とは、第５―10学年（基礎学校入学時からの通算）である。

⒄ ノルトライン・ヴェストファーレン州では、職業コレーク（Berufskolleg）という名称で、職業教育学校を総称している。職業コレークのなかに、従来の職業教育学校のさまざまなタイプに相当する教育課程が設けられている。また、職業教育の資格だけでなく大学入学資格を取得することも可能となっている。

⒅ 現在は、促進学校（Förderschule）（原注）

⒆ 大学における学習は、夏学期（Sommersemester）と冬学期（Wintersemester）の２学期（ゼメスター）から構成されている。したがって７学期は、３年半の課程を意味する。

⒇ 第一次国家試験を所管する試験局については「教職試験規程」第30条、第二次国家試験を所管する試験局については「試補勤務規程」第31条を参照。

(21) ノルトライン・ヴェストファーレン州の教育行政は、最上級学校監督官庁（oberste Schulaufsichtsbehörde）である文部省（学校及び継続教育省）のもとに、上級学校監督官庁として５つの県庁（Bezirksregierung）があり、その下に下級学校監督官庁として54の州学務局（Staatliche Schulamt）が置かれるという３段階の学校監督構造が採用されている。試験局は、文部省の監督を受ける。監督には、①当該機関に対する専門上の監督、②職員の勤務状況に対する服務上の監督、③市町村等、設置者に対する法規上の監督の３種類がある。

(22) ドイツの大学の学習課程は、通常、基礎学習と主要学習という２段階から構成されている。基礎学習の最後に、中間試験が行われる。中間試験に合格した者は、主要学習の段階に移行する（「教職試験規程」第８条および第９条を参照）。

(23) HG 第95条では次のように規定されている。「大学試験の引受けにあたり、大学で教授活動を行っている職業的実践及び養成において経験豊かな者は、このことが試験目的に到達するために必要又は適している場合、その資格を認められる。試験成績は、少なくとも試験により確認されなければならない資格か又は同等の資格をもつ者によってのみ評定されることが許される。試験官は、試験活動において他の指示を受けず独立してこれを行う」。なお、HG 第95条は、2006年の改正で第65条に移行している。

(24) 個々の試験に関する記録が記載された公文書。

(25) 専門大学には、教職課程は設けられていないが、専門大学で行われた修了試験のうち、教職国家試験に適合している部分に関しては、教職国家試験の一部として承認することができる。

(26) 1970年代に伝統的な総合大学とは異なる新しい大学タイプとして設けられた。同一地域の大学を統合して、学術大学と専門大学の両方の性格をもっていた。ただし、これらの大学も、その後、徐々に総合大学（Universität）の名称を用いることになり、現在では総合制大学という大学タイプは存在しない。

(27) ドイツの官吏公務員（Beamte）には、「高級職」（höherer Dienst）、「上級職」（gehobener Dienst）、「中級職」（mittlerer Dienst）、「単純業務職」（einfacher Dienst）の区分がある。なお、教員は官吏公務員であり、通常、基礎学校、基幹学校、実科学校などの教員は上級職、ギムナジウムなどの教員は高級職に位置づけられている。「試補勤務規程」第２条第２項を参照。

(28) 前掲注⒄に記したように、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、職業コレークという名称で職業教育学校を総称している。専門学校も、職業教育学校の１つで、通常、第一段階の職業訓練を終えた者が通学し職業継続教育を受ける。専門学校を修了することにより「専門大学入学資格」を取得することも可能である。

(29) ドイツでは、私立学校は大きく２種類に区分される。ひとつは代替学校（Ersatzschule）と呼ばれているカテゴリーである。これは公立学校の代替をする学校という意味で、州の認可を必要とし、州法にした

がい、教育目標において、公立学校にない特色をもった学校であることが求められる。もうひとつは、補完学校（Ergänzungsschule）で、カリキュラム面、教員の資格面などで、学校監督庁の監督を受けない。

(30) 学校法第102条「代替学校の教員」第２項は次のように規定している。「（代替学校の）教員の学術的な養成の要件は、対応する公立学校教員の予備／養成教育及び試験と同価値である専門的、教育学的及び教授上の予備／養成教育並びに試験の終了が証明される場合に満たされる。（以下略）」

(31) 学習ゼミナールで試補を指導する教員。「試補勤務規程」第11条第３項を参照。

(32) 面談により行われる口述試験をコロキウムと呼んでいる。

(33) ノルトライン・ヴェストファーレン州学校法第83条では、居住地に近隣した多様な教育の提供を保障するために、①基幹学校と実科学校の１つの学校への統合、②基幹学校と総合制学校を統合した中等段階Ｉの学校の設置について規定している。

(34) 前掲注(1)に記したように、現在は、学校及び継続教育省と改称されている。

（きど　ゆたか・専門調査員）

2003年３月27日の
学校における教職のための第一次国家試験規程（教職試験規程）

2006年６月27日の法律により最終改正

Ordnung der Ersten Staatsprüfungen für Lehrämter an Schulen

(Lehramtsprüfungsordnung-LPO)

Vom 27. März 2003

zuletzt geändert durch Gesetz vom 27. Juni 2006 (SGV. NRW.223)

2002年７月2日の公立学校における教職のための養成に関する法律（教員養成法－LABG）第17条第４項及び第20条第５項にもとづき、内務省及び財務省の同意を得て公布される。

木戸　裕訳

【目次】

第一部　総則
Ⅰ　大学における学習
第１条　教職学習の目標
第２条　専門科学の学習
第３条　教科教授学の学習
第４条　教育科学の学習
第５条　包括的学習内容
第６条　学習の構成
第７条　学習の組織及び形態
第８条　基礎学習、中間試験
第９条　主要学習
第10条　実践段階
第11条　実践段階の組織
第12条　学習相談
Ⅱ　試験
第13条　第一次国家試験
第14条　筆記試験
第15条　口述試験
第16条　その他の試験形態
第17条　論文作成
第18条　芸術、織物、音楽及び体育の授業教科の専門実技試験
第19条　教育科学の最終コロキウム
第20条　第一次国家試験の受験許可
第21条　試験への出願
第22条　回数にカウントしない受験及び棄権
第23条　期日不履行
第24条　秩序違反の行為
第25条　試験成績の評定
第26条　再試験
第27条　第一次国家試験の結果
第28条　合格証及び試験成績証明書
第29条　拡大試験
Ⅲ　試験局；一般的試験規定
第30条　試験局
第31条　一般的試験規定
第二部　個々の教職に関する規定
Ⅰ　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職
第32条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための学習
第33条　学校形態に関連する学習の重点、授業教科及び学習領域
第34条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための試験
Ⅱ　ギムナジウム及び総合制学校の教職
第35条　ギムナジウム及び総合制学校の教職のための学習
第36条　ギムナジウム及び総合制学校の教職のための試験
Ⅲ　職業コレークの教職

第37条　職業コレークの教職のための学習
第38条　職業コレークの教職のための試験
Ⅳ　特殊教育の教職
第39条　特殊教育の教職のための学習
第40条　特殊教育の教職のための試験
Ⅴ　複数の教職
第41条　複数の教職の取得
第三部　特別規定及び末尾規定
Ⅰ　個々の教科のための規定
第42条　教科固有の規定
Ⅱ　特別規定
第43条　教職課程の国際化
第44条　外国語の知識の証明
第45条　芸術、音楽及び体育の学習
第46条　不利の調整
Ⅲ　教員養成のその他の形態
第47条　開発の責務としての教員養成
第48条　二重の資格を与える学習課程
第49条　協力モデル
Ⅳ　試験及び試験成績の承認
第50条　承認
Ⅴ　末尾規定
第51条　行政規定及び実施規定、省庁
第52条　評価
第53条　経過規定
第54条　施行、報告義務

第一部　総則

Ⅰ　大学における学習

第１条　教職学習の目標

(1)　大学における学習は、教職のための学術的な基礎の取得に資する。

(2)　大学における学習は、養成の目標に向けられた教育科学的、専門科学的及び教科教授学的学習を包括するものとし、これらの学習のなかに、実践段階が学習の開始時から組み入れらなければならない（教員養成法第２条第４項第１文）。

(3)　教職のもつ共通の教育的責任は、すべての学習課程に義務づけられた、教育科学的、専門科学的及び教科教授学的学習並びに実践段階に共通の基礎要素を通して保障される（教員養成法第２条第５項）。

(4)　大学における学習は、授業及び教育、判定及び診断並びに評価及び質の確保のための基礎的な職業能力の発展に向けられる。その際、多様性を受け入れる能力がとくに考慮されなければならない。その能力の取得のために、大学は中核カリキュラム（Kerncurricula）を開発する。大学における学習は、教職と類似する職業分野にも、その取得された能力が生かされるよう形成されなければならない（教員養成法第２条第６項）。

(5)　大学における学習は、とりわけ専門知識の熟達及び応用、学術的認識の選択及び判定、教育学的行動領域のためのその利用並びに生徒の学習能力の促進に関連する知識及び能力を仲介する。

(6)　大学における学習が仲介する知識及び能力が、試験の対象となる。

第２条　専門科学の学習

専門科学の学習は、とりわけ次の各号に関連する事項を含む。

１．学校の要請、各専門科学の理論及び研究視野を考慮した基礎的な対象

２．新しい知識の検証及び創造のプロセスにおける、理論的問題の根拠づけ、研究の論理及び方法の達成

３．教科を結合する、及び教科の枠を超えた問題へのアプローチ

第３条　教科教授学の学習

教科教授学の学習は、とりわけ次の各号に関連する事項を含む。

1．教科に関連する教授及び学習の目標、条件、プロセス及び結果に関する、分析及び省察
2．教科教授学の理論の知識及び評価、教科伝統及び中心的な教科内容の意味の査定並びに規範形成の問題
3．教科に関連する学習プロセスの計画、形成及び評定、とりわけ授業内容及び方法の選択
4．教授・学習プロセスのためのニューメディア及びマルチメディアの利用
5．教科を結合する、及び教科の枠を超えた問題設定の展開

第4条　教育科学の学習

(1) 教育科学の学習は、とりわけ次の各号に関連する事項を含む。
1．その前提及び条件を含む教育プロセス、学習状況及び教育状況の、分析、理解及び省察
2．教育的な問題及び課題設定の確認並びに理論的アプローチを基礎に置いた行動可能性の発展
3．訓育及び教育の理論に関連する教育的行為のための目標提示－その歴史的及び社会的関連を含む－の形式化、基礎づけ及び評価
4．生徒の個人的、社会的及び文化的な多様性並びに不利な条件を考慮した診断、判定及び促進の領域における能力の開発
5．教育科学的なアプローチを背景にした、授業及び学校における教育的行為のための行動様式の企画及び検証―適当な補助教材及びメディアの使用を含む―並びにその機会及び限界の評価
6．社会的文脈のなかでの学校発達プロセスの把握並びに学校発達プロセスに関する理念の展開及び省察
7．学校及び授業研究の経験的かつ科学的な手続き、方法並びにその評価手続の具体的適用

(2) 学校における教職のための養成を行う大学は、これらの目標設定を、大学固有の関連する学習規則（Studienordnung）のなかで具体化する。この学習規則は、とりわけ心理学及び社会科学の関与のもとで、教育科学を通して作成されなければならない。

(3) 教育科学の学習のために規定される学習時間数のうち、8 SWS[注1]が心理学及び社会科学に割り振られる。

(4) 大学は、基礎学習に関して、中核カリキュラムの枠内で、基礎的な知識及び能力の取得に資する必修の授業について定める。主要学習では、その大学固有の重点形成及び個人的な重点形成を可能とする。

(5) 教育科学の学習は、教職の枠を超えて設定される。教育科学の学習は、教職特有の及び段階[注2]特有の強調を可能とするものとする。

第5条　包括的学習内容

学習規則は、教職を専攻する学生が次の各号に掲げるものを習得し、これを成績証明又は試験成績と結合して記録することを規定する。
1．情報・コミュニケーション技術に対する教科固有の取扱い能力及び教育的メディア能力
2．教育科学及び教科のなかで、省察された共学（Koeducation）の教授学的観点に関する基礎知識
3．異文化間教育及び第二言語としてのドイツ語における生徒の促進に関わる基礎知識
4．学校の発展にあたり、参加及び共同決定の形成に必要な、質の確保のための組織及び手続きに関わる基礎知識

第6条　学習の構成

(1)　学習は、基礎学習及び主要学習で構成される。(注3)

(2)　基礎学習は、通常、個々の教職に関してそれぞれ規定される学習時間数の半分を包括する。

(3)　基礎学習は、教育科学及び教科（授業教科、学習領域、職業専門科目、特殊教育専門科目）における大学の中間試験により終了しなければならない。

(4)　大学は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の大学に関する法律（大学法－HG）第31条第2項との関連における同法第87条にもとづき、(注4)教師教育センターの支援を得て、教育科学、専門科学及び教科教授学の授業に関して、並びに教職学習のなかでの実践段階に関して、対象、時間及び場所に応じて、専門部(注5)（Fachbereich）の枠を超えた調整を確保する。

(5)　学習規則により、大学が開発する中核カリキュラムにもとづく比較可能な知識の水準が確保されなければならない（第1条第4項）。文部省は、これに関する大綱規準（Rahmenvorgabe）を発布する。

(6)　メディア能力の仲介、協力的な活動形態の行使又は教科の枠を超えた問題設定に資される授業は、可能な限り専門部の枠を超えて組織化されるものとする。この授業は、学習課程の総時間数に算入される。

第7条　学習の組織及び形態

(1)　学習は、内容的に及び組織的に、モジュール(注6)の形態をとって構成されなければならない。

(2)　モジュールは、内容的に相互に構築されるか、又は相互に関連する全体で6SWSから10SWSまでの授業から構成される。モジュールは、科目構造を志向するか、又は問題志向的に科目の枠を超えて設定される。

(3)　学習規則は、この規程及び大綱規準に対応した学習及び資格の目標にしたがい、中核カリキュラムに関するモジュールについて記述し、学習課程の全概念との関係を明らかにし、教育及び学習の形態を定め、かつ、成績の提出及び成績の測定の形態について規定する。

(4)　モジュールの内容的な形態は、職業に関連する学習部分が学校外の類似の活動に対しても通用し、かつ、他の学習課程での換算が可能となるように設定されなければならない。他の学習課程から構成される学習部分は、換算可能なものとする。

(5)　学習規則は、単位システム(注7)（Leistungspunktesystem）に関しても、学習成績を把握し、評価することができる。

第8条　基礎学習、中間試験

(1)　基礎学習は、基礎的及びオリエンテーション的知識を仲介する。

(2)　中間試験により学生は、合格の成績の学習に必要な専門的基礎、方法論的知識及び組織的な方向づけ（Orientierung）を獲得していることを証明する。中間試験は、基礎学習に続く学期(注8)の講義期間が開始する前に終了しているものとする。

(3)　大学は、中間試験に関して中間試験規則を制定する。

(4)　中間試験規則により、基礎学校、基幹学校及び実科学校の教職ではそれぞれ最大2教科の成績証明書、その他の教職ではすべて各最大3教科の成績証明書、教育科学ではすべての教職とも最大2つの成績証明書が発行されることを定めるものとする。

(5)　中間試験の合格証明書は、必要な言語知識の証明（第44条）が行われた場合に付与される。

第9条　主要学習

(1)　主要学習は、中間試験で証明された基礎知識の上に構築される。主要学習の構造上のメルクマールとなるのは、選択された領域における事例の深化である。

(2)　主要学習で学習されるモジュールは、必要な学習の幅が保障され、かつ、その大学固有の重点形成及び個人的な重点形成が可能となるよう形成されなければならない。

第10条　実践段階

(1)　実践段階では、様々な学校形態の理論的学習及び学校実践的経験が相互に組織的に関連づけられる(教員養成法第2条第4項)。学生は、科学的な理論的アプローチの基礎の上に、教員の職業現実を理解することを学び、学校における経験を通して、学習のための重点を設定するものとする。実践段階は、総計で少なくとも14週間とする。

(2)　実践段階は、全体で12SWSの範囲で優先的に教育科学及び教科教授学の授業と結合されるものとする。テーマ及び問題設定は、職業の課題に関連づけられるものとする。

(3)　オリエンテーション実習は、学習の第1年目に行われるものとする。オリエンテーション実習は、教育科学的に随伴される。その期間は、少なくとも4週間である。オリエンテーション実習は、労働世界としての学校の探求及び職業決定の再検討に資する。オリエンテーション実習の形成及び実施にあたっては、教育科学を所管する専門部が責任を担う。教育科学の中間試験の出願にあたっては、オリエンテーション実習への参加証明書が提出されなければならない。

(4)　主要学習中に、さらなる実習が実施されなければならない。この実習は、学校の基礎的な課題の分析及び省察に向けられなければならない。この実習は、学校外の領域と学校との接点にある児童及び青少年保護活動へと眼を向けることも可能とするものとする。この実習の全期間は、少なくとも10週間である。実習に関して、優先的に教育科学的又は教科教授学的に方向づけられたモジュールにおいて、専門科学の関与のもとで、学校における学習・授業プロジェクトに関するテーマ設定及び手続方法が、開発されなければならない。実習は、優先的に教科教授学又は教育科学の成績証明を通して終了する。関係する専門部は、成績証明書の授与に関する条件を定める。

(5)　文部省は、実践段階の形成に関する大綱規準を発布する。

第11条　実践段階の組織

(1)　大学は、実践段階の組織、計画、実施及び評価に権限を有する。大学は、専門部及び教師教育センターの関与のもとで、その大学固有の形態を開発する。大学は、学習及び実践規則のなかでより詳細な規定を定める。

(2)　大学は、国際協力の観点から外国の学校、とりわけ提携する大学の所在国の学校における実習への参加を促進するものとする。

(3)　大学は、専門部及び教師教育センターの関与のもとで、並びに学校監督官庁(注9)の同意を得て、学校及び場合によっては学習ゼミナール(注10)との共同活動を組織する。文部省は、より詳細な規定を発布する。

第12条　学習相談

大学は、学生が、基礎学習においては職業選択の決定に関して、主要学習においては学習の形成及び試験に関して、相談を受けられることを保障する。

II　試験

第13条　第一次国家試験

(1)　第一次国家試験は、学校における教職のための第一次国家試験に関する州立試験局（試

験局）により行われる。第一次国家試験に合格することにより、規則にしたがった学習が終了する。

(2) 第一次国家試験により、学生が、教育科学、専門科学及び教科教授学の学習の基礎の上に、試補勤務に入る前に必要な、第１条から第４条までの規定にもとづく知識及び能力を有しているかが確認される。

(3) 第一次国家試験は、個々の教職に関する規定にもとづき、以下の各号に掲げる試験を包括する。

１．筆記試験

２．口述試験

３．論文作成

４．教育科学の最終コロキウム(注11)

５．美術、織物、音楽及び体育にあっては専門実技試験

(4) 筆記試験及び口述試験は、主要学習中に第７条第２項にもとづくモジュールに引き続いて実施される。

第14条　筆記試験

(1) 筆記試験は、学生が、４時間の時間枠のなかで、限定された補助手段を使用して、要求に対応する課題を解明することができるかの確認に資する。

(2) 課題は、全モジュールの内容に関連する。課題は、その作成にあたり、対応する授業のテーマ設定及びその教科又は関連する教科の方法論に関する基礎的な知識並びに設定された課題の意味で知識を用いる能力を証明することができるように設定されなければならない。要求は、設定された時間のなかで満たすことができるよう見積もられなければならない。

(3) 課題の設定及び許可される補助手段の決定は、受験者により提案される試験局の構成員がこれを行う。筆記試験は、この者及び試験局により任命された試験局のもう１人の構成員（第二審査者）によって審査される。第一審査は、１か月以内に試験局に提出されなければならない。第一審査が、試験局により第二審査者に送付されたのち、第二審査者が独力で行った審査が、２週間以内に試験局に返却されなければならない。審査は、それぞれ評点により締めくくられなければならない。筆記試験の評点は、個々の審査による評点の算術平均により算出される。審査の評価結果が、１評価段階以上離れている場合、答案は、試験局が任命する第三審査者により、最終的に２週間以内に審査が行われる。第三審査者は、試験局の構成員でなければならない。審査の結果は、前の審査の点数の範囲に収まらなければならない。この点数が、筆記試験の評点となる。

(4) 教科教授学の筆記試験では、個々の場合、第３項第２文にもとづく第二審査者に、学校、学習ゼミナール又は学校監督官庁の領域から試験局によって任命される試験局の構成員を充てることができる。

第15条　口述試験

(1) 口述試験により、受験者が試験領域の連関性を認識しており、かつ、これを表現できるかどうか、及びこれらの連関性のなかに特別の問題設定を秩序づけ、かつ、これに答えることができるかが確認されるものとする。

(2) 口述試験は、個別試験として又は受験者の申請により集団試験として実施される。

(3) 口述試験は、各受験者に対し、通常45分間があてがわれる。試験時間は、集団試験の場合、対応して延長される。

(4) テーマの設定は、全モジュールの内容に関連する。

(5) 口述試験は、それぞれ試験局の２名の構成員により行われる。試験局は、通常、受験者

の提案により、１名を試験官に任命する。試験局は、第二試験官を任命する。両試験官は、試験開始前に試験のそれぞれの分担の方法及び範囲を確認する。

(6) 試験局は、受験者と試験官の間の取決めにしたがい、それぞれの口述試験の期日を定める。

(7) 試験官は、算出された総合成績にもとづき口述試験の評点を決定する。試験官の点数付与が一致しない場合、口述試験の評点は、試験官の個々の評点の算術平均により算出される。

(8) 試験の経過及び試験の評定に関して、記録が作成されなければならない。

(9) 教科教授学の口述試験では、個々の場合、第５項第３文にもとづく第二試験官に、学校、学習ゼミナール又は学校監督官庁の領域から試験局によって任命される試験局の構成員を充てることができる。

第16条　その他の試験形態

(1) 試験局は、筆記試験及び口述試験に代わり、それ以外の試験形態を許可することができる。

(2) 他の試験形態の許可にあたっては、その試験形態の枠内で有益な試験達成が行われ、かつ、それが筆記試験又は口述試験の試験成績と同等の基準で評定できることが確保されなければならない。

第17条　論文作成

(1) 論文作成は、受験者が学術的な問題設定に対し、限定された時間のなかで、独力で、内容的及び方法論的に取り組むことができ、かつ、結果を専門的及び言語的に正確に表現できる能力があるかどうかの確認に資する。

(2) 論文作成のテーマは、学習規則にもとづく試験領域から、明確に輪郭づけられた学術的問題設定をその対象とするものでなければならない。テーマは、試験の要件に合致し、通常、学習課程又は第７条第２項にもとづくモジュールから生み出されるものでなければならない。テーマは、３か月でその作業が終了できるよう限定されなければならない。論文の量は、60ページを超えないものとする。共同論文の場合は、自己の達成の範囲を明確にした上で、担当部分の量が60ページを超えないものとする。

(3) 論文作成のテーマは、通常、そのテーマに関して試験権限を有する教授により、受験者の同意を得て、提案される。

(4) 試験官は、提案されたテーマを、文書により試験局に通知する。この通知は、遅くとも標準学習期間（Regelstudienzeit）[注12]の最後から２番目の学期中に行われるものとする。試験局は、テーマが第２項の要件を満たしている場合、これを認定する。試験局は、通常、受験者により提案された試験局の構成員を確認し、かつ、試験局のもう１名の構成員を任命する。受験者の提案と異なる決定をする場合、試験局は、受験者に対しその理由を説明する。任命される２名の構成員の１名は教授であるものとする。試験局は、テーマを文書により受験者に通知する。

(5) 作成された論文は、テーマの通知後３か月以内に試験局に提出されなければならない。

(6) 論文作成のために、一連の実験又は経験の蓄積が必要な場合、テーマ設定者の提案にもとづき、２か月まで延長を認めることができる。

(7) 作成された論文は、期間内に２部提出しなければならない。作成された論文の末尾に、受験者は、論文が独力でまとめられたこと、記載した以外の典拠及び補助手段を用いていないこと、並びに他人の著作から語彙又は意味を借用している場合は、いかなる場合も引

用として出所を明記していることを確言しなければならない。添付される図表、地図及び図版についても、準用される。共同作業の場合は、自己の担当箇所が明らかにされなければならない。

(8) 第一審査は、8週間以内に試験局に提出されなければならない。第一審査が、試験局により第二審査者に送付されたのち、第二審査者が独力で行った審査が、4週間以内に試験局に返却されなければならない。審査は、それぞれ評点により締めくくられなければならない。作成された論文の評点は、個々の審査による評点の算術平均により算出される。審査の評価結果が、1評価段階以上離れている場合、試験局は、さらなる審査を行う専門に通じた試験局の構成員を任命する。この者が、作成された論文の評点を、前の審査の点数の範囲で4週間以内に最終的に決定する。評点は、遅滞なく受験者に通知されなければならい。

(9) 論文は、共同作業として作成することができる。個人の達成が、明確に境界づけられ、評価可能なものとなっていなければならず、かつ、独力で行う試験達成の要件に合致したものとなっていなければならない。第1項から第8項までの規定は、共同作業に準用される。

第18条　芸術、織物、音楽及び体育の授業教科の専門実技試験

(1) 学習随伴的な専門実技試験では、受験者は、当該教科に必要な専門実技の適性を有していることを証明するものとする。

(2) 試験は、実技による表現及び口頭による説明を包括するよう形成されなければならない。学習規則は、専門実技科目の数及び要件について定める。

(3) 専門実技試験は、そのつど試験局の2名の構成員により行われる。試験官は、もたらされた達成にもとづき、個々の科目の評点を決定する。点数付与が両者で一致しない場合、試験官の個々の点数の算術平均により算出される。専門実技試験は、個々の科目の評点の算術平均により算出された総合点の付与により終了する。第15条第8項が準用される。

第19条　教育科学の最終コロキウム

(1) 教育科学の最終コロキウムは、第一次国家試験の枠内で、最後の部分試験として行われる。その際、教職（Lehrerberuf）の基礎として教育科学の学習の中で仲介されるべき知識及び能力を有しているかが確認されなければならない。

(2) 教育科学の最終コロキウムは、各受験者ごとに、通常45分間行われる。

(3) 教育科学の最終コロキウムは、集団試験として実施することができる。集団試験の場合、試験時間は対応して延長される。受験者は、個別に評定される。

(4) 試験局は、試験局の3人の構成員を試験官に任命し、そのうち1名は、委員長として、学校、学習ゼミナール又は学校監督官庁の代表者を充てる。試験局は、通常、受験者の提案により大学の領域から試験官1名を任命する。試験局は、大学教員により提出されたコロキウムのための試験提案を、他の試験官に通知する。

(5) 試験官は、第4条に記載された教育科学の学習目標と照らし合わせて、教育科学の最終コロキウムの評点を決定する。試験官が点数付与に関して一致しない場合、教育科学の最終コロキウムの評点は、個々の試験官の点数の算術平均により算出される。第15条第8項が準用される。

第20条　第一次国家試験の受験許可

(1) 第一次国家試験の受験許可は、中間試験の合格及び個々の教職に関して記載された要件を満たしていることを前提とする。美術、織物、音楽及び体育の授業教科の専門実技試験の一部は、これより前に行うことができる。

(2) 受験の出願は、文書により、一試験に一度の申込みにより試験局に提出しなければならない。

(3) 申請には、次の各号に掲げるものが添付されなければならない。

1．いかなる教職に関する試験が行われるべきかについての表明

2．許可の申請が初めて行われるのか、又は許可の申請がすでに何時及びどこで行われたかについての表明

3．第1項第1文にいう要件を満たしていることの証明

(4) 必要な場合、次の各号に掲げる証明書類が提出されなければならない。

1．行われる試験の試験成績の承認につながる国家試験又は大学修了試験の証明書

2．場合によっては、論文作成の代わりに認められる作品の実例

3．関連する専門実習活動の証明書

(5) 第一次国家試験の受験許可に関しては、試験局がこれを決定する。許可は、学生がすでに対応する教職の国家試験に最終的に不合格と通告されている場合は、認められない。決定は、文書により通知される。

第21条　試験への出願

(1) 学習規則は、教育科学の筆記試験並びに専門科学及び教科教授学の試験への出願に関する要件を定める。

(2) 教育科学の筆記試験及び専門科学の試験への出願は、大学と試験局の間で取り決められた期間の枠内で行われる。

(3) 出願は、計画された期日の4週間前までに、試験局に対して行われなければならない。

(4) 試験局は、出願を確認し、かつ、これを遅滞なく試験関係者に文書で通知する。

(5) 試験局は、教科教授学の試験の期日及び教育科学の最終コロキウムの期日を決定する。

(6) 出願とともに、第14条第3項及び第15条第5項にもとづき受験者が提案する試験局の構成員、試験が関連している第7条第2項にもとづくモジュール又はこれに相応する学習並びに口述試験の場合の期日及び場所が申し出られなければならない。同時に、提案する試験局の構成員の同意書（期日及び場所）が提出されなければならない。

(7) 試験官に支障がある場合、試験局は、関係者と協議ののち、別の試験官を任命する。期日の変更にあたっても、同様の手続きが採用されなければならない。

第22条　回数にカウントしない受験及び棄権

(1) 第一次国家試験への出願が、標準学習期間の枠組みの中で行われる場合、不合格となってもこれを受験回数にカウントしない（回数にカウントしない受験[注13]）。

(2) 標準学習期間内に行われた口述試験、筆記試験又は教育科学の最終コロキウムに合格した者は、試験の点数の向上のために、一回に限り再受験することができる。許可の申請は、引き続く学期の開始時までに行われなければならない。再試験において受験者が前の試験よりよい成績を収めた場合、この成績が以前の評点と入れ代わる。

(3) 試験の出願の棄権は、決定された期日の1週間前までに理由を付すことなく行うことができる。

(4) 棄権が遅れた場合、試験は不合格と見なされる。

第23条　期日不履行

(1) 受験者が、しかるべき理由なしに試験会場に現れないか、又は時間どおりに現れない場合、試験は達成されなかったものと見なされ、「不可」と評定された試験として取り扱われる。

(2) 論文又は筆記試験が、しかるべき理由なしに、提出されなかったか、又は時間通りに提出されなかった場合、試験は達成されなかったものと見なされ、「不可」と評定された試験として取り扱われる。

(3) 病気を理由に釈明する受験者は、試験局に遅滞なく医師の診断書を提出しなければならない。理由のある個別の場合、試験局は、公的機関の医師の診断書を要求することができる。

(4) 期日不履行のしかるべき理由が認められる場合、試験のための新しい期日が決定される。その場合、内容的に変更されたテーマ設定が行われなければならない。

第24条　秩序違反の行為

(1) 秩序違反の行為、とりわけ不正行為が発生した場合、受験者は、監督下での試験中は監督者により、口述試験又は教育科学の最終コロキウム中は試験官により、試験の継続から排除される。

(2) 秩序違反の行為の帰結に関しては、試験局がこれを決定する。試験局は、秩序違反の行為により達成された試験成績に、通常は「不可」の評価をつける。とくに悪質な場合、試験局は、それまで行われた試験のすべてについて不合格と表明することができる。第２文にもとづく措置は、最後の試験日のあと３年以上経過している場合は、これを適用しない。

第25条　試験成績の評定

(1) 個々の試験成績は、次の評点により評定される。(注14)

1	＝	特優	＝	卓越した成績
2	＝	優	＝	平均的な要求を相当に上回る成績
3	＝	良	＝	平均的な要求に合致する成績
4	＝	可	＝	欠陥は認められるが、平均的要求を満たしている成績
5	＝	不良	＝	相当の欠陥があり、要求を満たしているとはいえない成績
6	＝	不可	＝	いかなる点からも、要求を満たしているとはいえない成績

評定を分化するために、個々の評点を0.3低めた点数と0.3高めた点数により、中間値を形成することができる。その際、0.7、4.3、4.7、5.3、5.7及び6.3は除かれる。(注15)

(2) 試験成績の評点は、試験官がつけた個々の点数の算術平均により形成される。換算された結果は、次の評点と対応する。

1.0－1.5	＝	特優
1.5超－2.5	＝	優
2.5超－3.5	＝	良
3.5超－4.0	＝	可
4.0超－5.0	＝	不良
5.0超－6.0	＝	不可

結果の算定に際しては、小数点以下第１位のみが考慮され、それ以下は四捨五入することなく切り捨てられる。

(3) 単位システムにもとづく評点を使用することができる。

第26条　再試験

(1) 試験が不合格であった場合、第14条から第19条までの規定にもとづく試験は、それぞれ一回に限り再受験を認めることができる。さらに試験局は、申請により、第13条第３項第１号又は第２号にいう試験の再々受験を許可することができる。

(2) 再受験への出願が、第一次国家試験の結果の通知後３年以内に行われない場合、第一次

国家試験は、最終的に不合格になったものと見なされる。

第27条　第一次国家試験の結果

(1)　試験局は、第一次国家試験の結果を確定する。

(2)　第一次国家試験の総合点の算出は、第14条から第19条までの規定にもとづく試験の評点から算術平均により行われる。第14条から第16条までの規定並びに第18条及び第19条にもとづく試験成績は1倍のまま、論文作成の点数は2倍に評価される。

(3)　第一次国家試験は、第14条から第19条までの規定にもとづくすべての試験が少なくとも「可」(4.0)と評定された場合に合格となる。第26条第1項にもとづく当該再試験が、不合格であった場合、第一次国家試験は最終的に不合格となる。

(4)　試験局は、第14条から第19条までの規定にもとづく試験の点数から、教育科学及び教科の評点を算出する。

(5)　教育科学の評点の算出は、筆記試験の点数及び教育科学の最終コロキウムの点数から算術平均により、教科の試験の評点の算出は、試験の点数により行われる。

第28条　合格証及び試験成績証明書

(1)　試験局は、合格した第一次試験については合格証(Zeugnis)を、不合格となった第一次国家試験については行われた各試験成績に関する試験成績証明書(Bescheinigung)を発行する。教育科学、教科、論文作成、専門実技試験及び教育科学の最終コロキウムの各評点並びに第一次国家試験の総合点数が、それぞれ記載されなければならない。基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職の場合、第32条第3項にもとづき選択された学習の重点が示されなければならない。

(2)　合格証及び試験成績証明書には、それぞれ最終の試験成績が決定した日付けが記入される。

第29条　拡大試験

(1)　ある教職のための第一次国家試験に合格後、教員養成法第5条にもとづくそれぞれの教職に対応する別の教科の拡大試験を受験することができる。拡大試験は、文部省の許可を得て、それ以外の教科でもこれを行うことができる。

(2)　拡大試験は、試験局により行われる。第28条は準用される。

(3)　拡大試験に関しては、次の各号に掲げるものを必要とする。

1．それぞれの教科において、規則にしたがった学習のほぼ半分の量で、少なくとも20SWSの準備学習

2．それぞれの教科における主要学習の専門科学及び教科教授学の成績証明書

(4)　許可及び実施に関しては、教科の試験に関する規定が準用される。それぞれの教科における要求が基礎にならなければならない。場合によっては、専門実技試験の合格証明書が提出されなければならない。

(5)　文部省は、例外的場合に、別の同等の準備をこれと適合するものとして承認することができる。

Ⅲ　試験局：一般的試験規定

第30条　試験局

(1)　第一次国家試験は、試験局により実施される。

(2)　文部省は、試験局の所在地(注16)を定め、かつ、その組織単位がどの大学及びいかなる試験事項を所管するかを決定する。職務監督及び専門監督の権限は、文部省が、これを有する。

(3)　試験局は、次の各号に掲げる責務を包括す

る。

1．大学と共同して、第一次国家試験の準備、実施及び質の確保

2．第16条にもとづく試験及び試験手続の承認

3．教員養成法第２条第１項及び第２項にもとづく大学及び高等教育機関の試験に関連する相談

(4) 試験局は、大学と協力して、その大学固有の及びその大学を超えた、試験に関連する質の水準の確保及びそのさらなる発展を保障しなければならない。

1．試験局は、学習規則に関する決定の前に意見を聴取される。

2．試験局は、大学と共同して、定期的に、評価及び試験の質の確保のための措置に関する報告書を作成し、これを文部省に提出する。

3．試験局は、学生及び大学からの相談にあたり、大学独自の相談施設と共同して活動する。

(5) 文部省は、試験局長、局長代理、事務局長を任命する。局長及び事務局長として教職資格を有する者が、局長代理として大学の提案により教授が任命される。必要な場合、もう１人の局長代理として教授又は事務局長を任命することができる。

(6) 試験局は、試験局の構成員として、次の各号に掲げる者を任命する。

1．大学の提案により、教職学習の授業に関与している教授、そのほかに試験に関係する専門分野で大学において独立した教授活動を行っている大学法（HG）第95条[注17]にもとづく者

2．通常、試験により目指される教職資格を有する、職業実践及び養成において経験豊かな者

(7) 試験官の資格は、これを取り消すことができる。試験官の資格は、通常、定年退職、職務からの離職又は他州の大学への異動により消滅する。

(8) 教職資格を有する者が、プロテスタントの宗教科又はカトリックの宗教科に関する試験局の構成員として任命される場合、所管する教会の上級部署の了解のもとに行われる。

(9) 試験局は、第一次国家試験に対する異議申立てがある場合の異議申立官庁である。

第31条　一般的試験規定

(1) 試験官は、法規命令の枠内で試験活動を独立して行う。

(2) 口述試験の成績の点数決定に関する協議には、試験官及び試験局の指導的構成員（第30条第５項）のみが出席することを許される。その者は、協議の経過について守秘義務を有しなければならない。

(3) やむを得ない理由があれば、試験官を提案する学生の権利を認めないことができる。その場合、別の試験官の名前が、適時に受験者に知らされる。

(4) 試験局、学校監督官庁及び教会（宗教科の場合）の代表者並びにこれらから委託を受けた者は、第一次国家試験に参加することができる。正当な利害関係者は、受験者に異議がない場合、第一次国家試験に参加することができる。

第二部　個々の教職に関する規定

Ⅰ　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職

第32条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための学習

(1) 大学における学習は、７学期が標準学習期間とする。学習は、教育科学の学習、２教科の学習及びドイツ語又は数学の教授学の基礎学習を包括する。

⑵　総学習時間数は、125SWSから130SWSまでである。このうち教育科学に25SWSから30SWSまでが、各教科に少なくとも40SWSが割り振られ、かつ、ドイツ語又は数学の教授学の基礎的学習に20SWSが割り振られる。両教科の各々で、8SWSの教科教授学が証明されなければならない。(注18)

⑶　基礎学校を学習の重点とするか、又は基幹・実科・総合制学校を学習の重点にするかが、選択されなければならない。

⑷　主要学習では、学習規則のより詳細な規定にもとづき、教育科学においては１又は２モジュールが学習され、教科においては少なくともそれぞれ２モジュールが学習されなければならない。教授学の基礎的学習では、少なくとも１モジュールが学習されなければならない。

⑸　主要学習では、教育科学及び教授学の基礎的学習においてはそれぞれ１つの成績証明書が作成され、各教科においては専門科学及び教科教授学のそれぞれ１つの成績証明書が作成されなければならない。

第33条　学校形態に関連する学習の重点、授業教科及び学習領域

⑴　基礎学校を学習の重点とする場合、基礎学校に関連する教育科学又は教科のなかの１つ（専門科学又は教科教授学）のモジュールが学習されなければならない。２教科のうちの１教科は、授業教科としてのドイツ語又は数学とする。教授学の基礎的学習は、選択されなかった教科で行われる。学習領域としての社会科学又は自然科学は、主科目（Leitfach）としての社会科学又は自然科学の学習並びに教科の枠を超えた教授学的及び科学的方法論の部分の学習を前提とする。

⑵　基幹・実科・総合制学校を学習の重点とする場合、段階又は学校形態に固有の問題設定を考慮することが確保されなければならない。

⑶　教科の組合せは、選択された学習の重点に合致しなければならない。

１．第１項にもとづく学習の重点のための授業教科及び学習領域は、ドイツ語又は数学のほかに、次の各号に掲げるものとする。

a）　次の授業教科のうちの１教科

英語、芸術／造形、音楽、宗教（プロテスタント）、宗教（カトリック）、体育又は

b）　次の学習領域のうちの１つ

社会科学、自然科学

２．第２項にもとづく学習の重点のための授業教科は、次のものとする。

生物、化学、ドイツ語、英語、フランス語、地理、歴史、家政、情報、芸術、数学、音楽、オランダ語、実践哲学、物理、宗教（プロテスタント）、宗教（カトリック）、社会科学（政治学、社会学、経済学）、体育、技術、織物、トルコ語

⑷　別の教科及びこの規程で規定されていない教科は、理由のある例外的場合、文部省又は文部省により設置された官庁の許可を得てこれを選択することができる。

第34条　基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための試験

⑴　次の各号に掲げる試験が達成されなければならない。(注19)

１．教育科学の筆記試験

２．第一教科の専門科学の試験

３．第二教科の専門科学の試験

４．第一教科の教科教授学の試験

５．第二教科の教科教授学の試験

６．授業教科としてのドイツ語又は数学の教授学の基礎の試験

７．教育科学又は教科（専門科学若しくは教

科教授学）のうちの１つでの論文作成

８．教育科学の最終コロキウム

各教科における２つの試験に関しては、それぞれ、１つは口述試験、１つは筆記試験とする。教授学の基礎的学習では筆記試験が行われなければならない。

⑵　試験局は、それぞれの試験成績に関して、成績証明書が作成された場合にのみ、第１項第１号から第６号までの規定にもとづく個々の試験の受験許可を宣言する。論文作成のための許可の要件は、該当する教科又は教育科学の成績証明書とする。

Ⅱ　ギムナジウム及び総合制学校の教職

第35条　ギムナジウム及び総合制学校の教職のための学習

⑴　大学における学習は、９学期が標準学習期間とする。学習は、教育科学の学習及び２つの授業教科の学習を包括する。

１．次に掲げる授業教科を、選択することができる。

生物、化学、ドイツ語、英語、フランス語、地理、歴史、ギリシャ語、情報、イタリア語、芸術、ラテン語、数学、音楽、オランダ語、教育学、哲学／実践哲学、物理、心理学、法学、宗教(プロテスタント)、宗教（カトリック)、ロシア語、社会科学（政治学、社会学、経済学)、スペイン語、体育、技術、トルコ語

２つの授業教科の代わりに、授業教科として、芸術のみ又は音楽のみを学習することができる。第２項及び第36条が準用される。

２．授業教科の１つを、次に掲げる特殊教育専門科目（第39条第４項）の１つの学習により置き換えることができる。

－　促進の重点：聞くこと及びコミュニケーション

－　促進の重点：身体的及び運動能力の発達

－　促進の重点：見ること

⑵　別の教科及びこの規程で規定されていない教科は、理由のある例外的場合、文部省又は文部省により設置された官庁の許可を得てこれを選択することができる。

⑶　総学習時間数は、155SWSから160SWSまでである。このうち教育科学に25SWSから30SWSまでが割り振られ、２つの教科にそれぞれ少なくとも65SWSが割り振られる。教科教授学の学習は、教科ごとに8SWSである。段階固有の問題設定を考慮することが確保されなければならない。(注20)

⑷　主要学習では、学習規則のより詳細な規定にもとづき、教育科学においては１ないし２モジュールが学習され、教科においては少なくともそれぞれ４モジュールが学習されなければならない。

⑸　主要学習では、教育科学においては１つの成績証明書が作成され、各教科においては４つの成績証明書が作成されなければならない。４つの成績証明書の内訳は、専門科学で３、教科教授学で１とする。

第36条　ギムナジウム及び総合制学校の教職のための試験

⑴　次の各号に掲げる試験が達成されなければならない。(注21)

１．教育科学の筆記試験

２．第一教科の専門科学の一次試験

３．第一教科の専門科学の二次試験

４．第二教科の専門科学の一次試験

５．第二教科の専門科学の二次試験

６．第一教科の教科教授学の試験

７．第二教科の教科教授学の試験

８．教育科学又は教科（専門科学若しくは教科教授学）のうちの１つでの論文作成

９．教育科学の最終コロキウム

教科の試験は、筆記試験又は口述試験として行うことができる。教科ごとに少なくとも１つの試験は、筆記試験又は口述試験でなければならない。

⑵　試験局は、教育科学及び教科教授学においては第35条第５項に記載された各成績証明書が、専門科学においては各２つの成績証明書が作成された場合にのみ、第１項第１号から第７号までの規定にもとづく個々の試験の受験許可を宣言する。論文作成の許可の要件は、該当する教科又は教育科学の成績証明書とする。

Ⅲ　職業コレークの教職

第37条　職業コレークの教職のための学習

⑴　大学における学習は、９学期が標準学習期間とする。学習は、教育科学の学習並びに１つの職業専門科目及び１つの授業教科、２つの職業専門科目又は２つの授業教科の学習を包括する。

⑵　次に掲げる職業専門科目を選択することができる。

農業経済、建築工学、バイオ技術、化学工学、印刷技術、エレクトロ技術、エネルギー工学、栄養及び家政、車輌工学、製造工学、デザイン工学、上部建築技術（Hochbautechnik）、木材技術、食品工学、機械工学、通信工学、社会教育学、技術情報、織物及び被服技術、地下建築技術（Tiefbautechnik）、供給技術（Versorgungstechnik）、経済学

職業専門科目の経済学は、次に掲げる特別の専門科目の１つと結合することができる。

銀行経営論、経営税制論、人事管理、保険経営論、経済情報

⑶　次に掲げる授業教科を選択することができる。

生物、化学、ドイツ語、英語、フランス語、芸術、数学、音楽、物理、政治（ただし、職業専門科目の経済学との結合においてのみ）、心理学、法学、宗教（プロテスタント）、宗教（カトリック）、スペイン語、体育、経済学／政治

⑷　別の教科及びこの規程で規定されていない教科は、理由のある例外的場合、文部省又は文部省により設置された官庁の許可を得てこれを選択することができる。

⑸　授業教科の１つを、次に掲げる特殊教育専門科目（第39条第４項）の１つの学習により置き換えることができる。

－　促進の重点：聞くこと及びコミュニケーション
－　促進の重点：身体的及び運動能力の発達
－　促進の重点：学習
－　促進の重点：見ること
－　促進の重点：感情的及び社会的発達
－　促進の重点：言語

⑹　総学習時間数は、155SWSから160SWSまでである。このうち教育科学に25SWSから30SWSまでが割り振られ、教科にそれぞれ少なくとも60SWSが割り振られる。職業専門科目の経済学と特別の専門科目の１つの組合せの場合は、経済学に80SWSが割り振られ、特別の専門科目に40SWSが割り振られる。教科教授学の学習は、教科ごとに8SWSである。6SWSから10SWSまでの学習が、職業教育の問題設定と関連づけられなければならない。

⑺　主要学習では、学習規則のより詳細な規定にもとづき、教育科学においては１ないし２モジュールが学習され、教科又は職業専門科目においては少なくとも４モジュールが学習されなければならない。

⑻　主要学習では、教育科学及び職業教育学においてはそれぞれ１つの成績証明書が作成され、授業教科、特殊教育専門科目又は職業専門科目においては５つの成績証明書が作成さ

れなければならない。５つの成績証明書の内訳は、専門科学で各２、教科教授学で１とする。

(9) 関連する専門実習活動が行われなければならない。専門実習教育の大部分が終了していることの証明が、第一次国家試験の受験許可の前に提出されなければならない。すべての専門実習教育が終了したことの証明は、試補勤務の採用前に行われなければならない。職業教育法にもとづく職業訓練及び州法にもとづく助手の訓練は、専門実習活動の証明として承認される。文部省は、より詳細な規定を発布する。

第38条　職業コレークの教職のための試験

(1) 次の各号に掲げる試験が達成されなければならない。

１．教育科学の筆記試験
２．第一教科又は職業専門科目の一次試験
３．第一教科又は職業専門科目の二次試験
４．第二教科又は職業専門科目の一次試験
５．第二教科又は職業専門科目の二次試験
６．第一教科又は職業専門科目の教科教授学の試験
７．職業教育学の試験
８．教科（専門科学若しくは教科教授学）のうちの１つでの論文作成、職業専門科目（専門科学若しくは教科教授学）の論文作成又は教育科学の論文作成
９．教育科学の最終コロキウム

教科又は職業専門科目の試験は、筆記試験又は口述試験として行うことができる。教科ごとに少なくとも１つの試験は、筆記試験又は口述試験でなければならない。第７号にもとづく試験は、筆記試験又は口述試験として行うことができる。

(2) 試験局は、教育科学、職業教育学及び教科教授学においては第37条第８項に記載された各成績証明書が、専門科学又は職業専門科目においては各２つの成績証明書が作成された場合にのみ、第１項第１号から第７号までの規定にもとづく個々の試験の受験許可を宣言する。論文作成の許可の要件は、該当する教科又は教育科学の成績証明書とする。

Ⅳ　特殊教育の教職

第39条　特殊教育の教職のための学習

(1) 大学における学習は、９学期が標準学習期間とする。学習は、教育科学の学習、基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための２教科の学習、並びに２つの特殊教育専門科目の学習を包括する。

(2) 第33条第３項第１号又は第２号にいう教科を選択することができる。２教科のうちの１教科は、授業教科としてのドイツ語又は数学とする。

(3) 別の教科及びこの規程で規定されていない教科は、理由のある例外的場合、文部省又は文部省により設置された官庁の許可を得てこれを選択することができる。

(4) 次に掲げる特殊教育専門科目が選択されることができる。

－　促進の重点：学習
－　促進の重点：感情的及び社会的発達
－　促進の重点：精神的発達
－　促進の重点：聞くこと及びコミュニケーション
－　促進の重点：身体的及び運動能力の発達
－　促進の重点：見ること
－　促進の重点：言語

２つの特殊教育専門科目のうちの１つは、「促進の重点：学習」とする。

(5) 総学習時間数は、155SWSから160SWSまでである。このうち教育科学に25SWSから30SWSまでが割り振られ、第一教科に少な

くとも40SWSが割り振られ、第二教科に少なくとも20SWSが割り振られ、特殊教育専門科目の学習に少なくとも70SWSが割り振られる。2教科のいずれにおいても8SWSの教科教授学の学習が証明されなければならない。

(6) 主要学習では、学習規則のより詳細な規定にもとづき、教育科学においては1ないし2モジュールが学習され、教科及び特殊教育専門科目においてはそれぞれ少なくとも2モジュールが学習されなければならない。

(8) 主要学習では、教育科学においては1つの成績証明書が作成され、2つの授業教科においてはそれぞれ、そのうちの1つが教科教授学の成績証明書である2つの成績証明書が作成されなければならない。2つのの特殊教育専門科目では、合計して3つの成績証明書が作成されなければならない。

第40条　特殊教育の教職のための試験

(1) 次の各号に掲げる試験が達成されなければならない。

1．教育科学の筆記試験
2．第一教科の専門科学の試験
3．第二教科の専門科学の試験
4．特殊教育専門科目の「促進の重点：学習」の試験
5．もう1つの特殊教育専門科目の試験
6．第一教科の教科教授学の試験
7．第二教科の教科教授学の試験
8．教育科学、教科（専門科学若しくは教科教授学）のうちの1つ又は特殊教育での論文作成
9．教育科学の最終コロキウム

教科の試験に関しては、それぞれ1つは筆記試験、1つは口述試験とする。特殊教育専門科目に関しては、少なくとも1つは筆記試験であり、1つは口述試験とする。

(2) 試験局は、それぞれの試験成績に関する成績証明書が作成された場合にのみ、第1項第1号から第7号までにもとづく個々の試験の受験許可を宣言する。論文作成の許可の要件は、教育科学、該当する教科又は該当する特殊教育の促進の重点の成績証明書とする。

V　複数の教職

第41条　複数の教職の取得

(1) 基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための資格に追加して、ギムナジウム及び総合制学校、又は職業コレークの教職のための資格を取得することを希望する者は、約20SWSの拡大された専門科学の学習及び教科ごとの成績を証明し、かつ、追加の試験成績を証明しなければならない。追加の試験証明は、1教科の筆記試験及びもう1つの教科の約30分間の口述試験から構成される。必要な言語知識に関する証明（第44条）は、各試験のための受験許可の前提条件となる。

(2) 追加して特殊教育のための教職を取得することを希望する者は、「促進の重点：学習」を含む2つの特殊教育専門科目における約70SWSの学習を証明しなければならない。関連する教育科学の学習は、算入されなければならない。2つの特殊教育専門科目で、それぞれ1つの成績が証明され、それぞれ1つの試験が実施されなければならない。試験は、1つは筆記試験として、もう1つは約30分間の口述試験として行われる。成績証明書は、各試験のための前提条件となる。

(3) 追加して基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための資格を取得することを希望する者は、追加の学習としてドイツ語若しくは数学における教授学の基礎的学習を20SWS、又は特殊教育のための教職の場合、特殊教育の教職学習の第2教科に

おける20SWSの追加の専門科学の学習を証明しなければならない。加えて１つの成績証明及び２つの試験成績が提出されなければならない。１つの試験は筆記試験として、もう１つの試験は約30分間の口述試験として行われなければならない。

(4) まだ学習していない教科を選択するか、又は、教科が志願される別の教職の教科と一致していない場合、学習並びに学習成績及び試験成績が、志願される教職の教科に必要であることを証明しなければならない。

第三部　特別規定及び末尾規定

Ⅰ　個々の教科のための規定

第42条　教科固有の規定

文部省は、教育科学及び個々の教科に関する特別規定を発布することができる。

Ⅱ　特別規定

第43条　教職課程の国際化

(1) 大学は、教職学習の国際化のために外国における学習を促進し、かつ、学習規則のなかにそのための規定を設けるものとする。

(2) １つ又は２つの現代外国語の学習は、学習言語の当該国における少なくとも１学期又は半年間の実習を包括するものとする。２つの外国語の授業教科を学習する場合、選択する１つの学習言語の当該国における学習又は実習を包括するものとする。

第44条　外国語の知識の証明

文部省は、個々の授業教科に関する特別規定により、大学法並びに国内及びヨーロッパの協定を考慮し、必要な外国語知識の種類及び範囲について定める。(注22)

第45条　芸術、音楽及び体育の学習

芸術、音楽及び体育の授業教科の学習は、これらの学習課程（大学法第65条第２項）(注23)の適性に関する成績証明書にしたがい許可される。大学は、特別の手続きにより適性を確認する。文部省は、適性を確認するための手続きに関する原則を定める。これらの教科の新しい学習課程モデルの検証にあたり、文部省は、適性の証明に関する例外を許可することができる（大学法第66条第６項）(注24)。

第46条　不利の調整

社会法典第９編(注25)にいう重度障害者、身体障害者及び慢性の疾患をもつ者に関しては、障害を適切に考慮した、試験法規及び試験組織の規定に関する例外が設けられなければならない。申請は、受験許可の申請とともに行われなければならない。

Ⅲ　教員養成のその他の形態

第47条　開発の責務としての教員養成

(1) 大学は、法的規定の枠内で教員養成を内容的及び構造的にさらに発展させ、かつ、その大学固有の重点を設定する責務を与えられる。オールタナティブな組織モデル(注26)もこれに含まれる。

(2) オールタナティブな学習組織のモデルについては、文部省の許可を得て、大学を所管する省による認可を必要とする。

(3) 認可は、教職に必要な資格の要件及び成績の同等性がこの規程にしたがい確保されることを前提とする。

(4) モデル実験の枠内で導入される学習課程は、大学内部で及び大学の枠を超えて並びに伝統的な教職学習の課程との比較のなかで、同時並行的に、かつ、最終的に、その評価を受けなければならず、さらにこれを発展させるものでなければならない。

(5) この開発の責務を実施するにあたり、試験局は助言により関与する。

第48条　二重の資格を与える学習課程

二重の資格を与える学習課程及び学習修了証[注27]は可能である。これらの学習課程は、適合するモジュール化を通して、試験手続の枠内で学習期間を延長することなく、州及び大学の修了証を付与するよう設定される。試験手続は、試験局及び各大学の試験事務局（Akademisches Prüfungsamt）の協力により定められる。

第49条　協力モデル

教職の専門性を組織的かつ継続的に構築するために、大学と学習ゼミナールの間で協力モデルが開発され、かつ、検証されなければならない。文部省は、そこから得られた学習成績及び試験成績の証明の保証のために発行される証明書の形式（例：ポートフォリオ[注28]、ディプロマ・サプリメント[注29]）を認定することができる。

Ⅳ　試験及び試験成績の承認

第50条　承認

(1)　教職試験及び教職に適合するその他の試験は、対応する教職の第一次国家試験として、第一次国家試験の枠内の試験部分として又は拡大試験として、これを承認することができる。

(2)　承認に関しては、所管する県庁が、場合によっては試験局の関与のもとで、これを決定する。学習成績及び試験成績の算入の場合は、試験局が決定を行う。

(3)　専門大学の合格の成績の修了試験から構成される学習成績及び試験成績は、上級職[注30]の教職のための第一次国家試験又は第一次国家試験の枠内のあらゆる教職のための試験部分として承認することができる。

(4)　ある教職のための第一次国家試験として又は第一次国家試験の一部として承認することができる試験において、教育科学の学習又は基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための教授学の基礎的学習が証明されない場合、その証明は、遅くとも第二次国家試験の枠内で行われなければならない。

(5)　承認は、個別の事例ごとに、教職試験又はその他の試験が志願される教職の要件に合致しているかどうかによって行うことができる。承認は、制限付きで宣告され、追加の学習成績及び試験成績が得られるという履行義務及び条件を付して、これを行うことができる。

Ⅴ　末尾規定

第51条　行政規定及び実施規定、省庁

(1)　文部省は、比較可能な手続きを保障するために試験局の職務規則を大綱規則として発布することができる。この大綱規則にもとづき、試験局は、各大学と調整して第一次国家試験の手続経過の詳細を定める。

(2)　文部省は、試験手続の検証及び試験成績の同等性の確保に資する実施規定を別に発布することができる。この規程の実施のために、文部省は、別に規定を発布することができる。

(3)　この規程にいう文部省は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の学校、青少年及び児童省である[注31]。

第52条　評価

(1)　教員養成は、大学により定期的な間隔で評価されなければならない。専門部、教師教育センター及び試験局が、これに協力する。評価の目的は、州統一的な質の水準の確保及びそのさらなる発展である。基礎として、第１条から第４条までの規定の目標設定及び中核カリキュラムの展開に関する大綱基準のなかに記載された基準が使用される。

⑵　文部省は、州全体の統一的な質の水準の確保及びそのさらなる発展のために、大学の代表、大学を所管する省、試験局及び外部の有識者から構成される委員会を設置する。

⑶　委員会は、州統一的な評価概念にもとづき活動する。

第53条　経過規定

⑴　この規程は、2003/2004年冬学期以降教職学習を開始するすべての学生に適用される。

⑵　この規程の施行の時点で基礎学習中の学生は、中間試験のあと、対応する新しい教職のための主要学習に移行することができる。その際、次の各号に掲げる移行がある。

1．初等段階のための教職を学習中の学生は、基礎学校を学習の重点とする基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職への移行

2．中等段階Ⅰのための教職を学習中の学生は、基礎・基幹・実科学校及び総合制学校を学習の重点とする基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職のための学習への移行

3．２つの授業教科又は１つの授業教科と１つの特殊教育専門科目の中等段階Ⅱのための教職を学習中の学生は、その者の決定によりギムナジウム及び総合制学校のための教職のための主要学習、又は職業コレークの教職のための主要学習への移行

4．少なくとも１つの職業専門科目をともなう中等段階Ⅱのための教職を学習中の学生は、職業コレークの教職のための主要学習への移行

5．中等段階Ⅱのための教職及び中等段階Ⅰのための教職を学習中の学生は、ギムナジウム及び総合制学校の教職のための主要学習への移行

⑶　この規程の施行の時点で主要学習中の学生は、その者の希望により第２項にしたがい新しい学習課程に移行することができる。これに関しては、試験局への申請を必要とする。

⑷　学生が、2012年10月31日を最終期限として、規定にしたがって第一次国家試験の受験を申請する場合、その者は、2000年９月14日の命令により最終改正された1994年８月23日公示の文言による学校における教職のための第一次国家試験規程（教職試験規程）にもとづき学習を修了することができる。

⑸　大学は、この規程の第二部でいう教職の学習が2003/2004年冬学期の時点で開始できることを保障する。大学は、2004/2005年冬学期までに対応する学習規則を施行する。

第54条　施行、報告義務

⑴　この規程は、2003年10月１日から施行する。

⑵　この規程の施行と同時に、2000年９月14日の命令により最終改正された1994年８月23日公示の文言による学校における教職のための第一次国家試験規程（教職試験規程）は失効する。

⑶　学校制度を所管する省は、この規程の効果を検証し、遅くとも2009年12月31日までに州議会に報告する。

注

※　翻訳の原文は、ノルトライン・ヴェストファーレン州学校及び継続教育省のホームページからダウンロードした〈http://www.bildungsportal.nrw.de/BP/Schulrecht/Lehrerausbildung/index.html〉。原文についている注は（原注）と記した。それ以外は、すべて訳者による注である。訳注のなかのデータ等は、同省のホームページに登載されている情報を典拠としている。なお、インターネット情報は、2007年10月31日現在である。

⑴　SWS（Semesterwochenstunde）とは、１学期（ゼメスター）における週あたりの学習回数。週１回、１

単位時間の学習を１学期（半年）履修した場合1SWSとなる。

⑵　ここでいう「段階」とは、初等段階、中等段階Ⅰ、中等段階Ⅱといった教育段階のこと。

⑶ドイツの大学の学習課程は、通常、基礎学習と主要学習という２段階から構成されている。基礎学習の最後に、中間試験が行われる。中間試験に合格した者は、主要学習の段階に移行する。主要学習は、教職などの国家試験（Staatsprüfung）、ディプローム試験（Diplomprüfung）などに合格することによって修了することができる。教職学習者の場合、教職の第一次国家試験に合格することが、大学の「卒業」を意味している。後掲注⒅と注⒇の表を参照。

⑷　現行の法文では、「第30条第１項との関連における第58条第２項第１文及び第２文にもとづき」となる（以上、原注）。この規程の条文は、2004年11月30日の大学法（HG）にもとづいている。その後、同法は、大学関係の法律を一括して１つの法律にした「2006年10月31日の大学自由法（Hochschulfreiheitsgesetz vom 31. Oktober 2006）の第１条（Artikel1）のなかに、「ノルトライン・ヴェストファーレン州の大学に関する法律（Gesetz über die Hochschulen des Landes Nordrhein-Westfalen（Hochschulgesetz - HG）となって盛り込まれ、条項の番号が原注のように移動している。なお、第30条第１項では、「教員養成を行っている大学に、その支援のために学術的施設として教師教育センターを設置する」と規定している。また第58条第２項第１文及び第２文の規定は次のとおりである。「大学は、対象、時間及び場所に応じて調整された年間の学習計画にもとづき、試験規則を遵守し、継続教育の責務を満たすために必要な教育課程を確保する。その際、自己学習の可能性を活用し、かつ、これを促進する措置がとられなければならない」。

⑸　専門部とは、大学の組織上の基礎単位で、学部（Fakultät）よりも小さな、関連する専門分野の集合体をいう。多くの大学では、従来の伝統的な学部制度に代わり、専門部が設けられている。

⑹　モジュール（Modue）とは、学習内容を構成する授業単位をいう。

⑺　“Leistungspunktesystem”は、英語の“credit point system”に相当する。従来ドイツの大学では、学習成績を「単位」（credit）の形でポイント化する制度は採用されてこなかった。これに対し近年、「ヨーロッパ単位互換制度」（European Credit Transfer System, ECTS）という名称のヨーロッパ共通の単位互換システムがヨーロッパ各国で定着しつつある。ドイツでも、このECTSに対応させた「単位システム」を取り入れ、ヨーロッパ各国の大学との間で、学習成果の比較・互換を可能とする制度を普及させつつある。

⑻　ドイツの大学は、通例４月から始まる夏学期（Sommersemester）と10月から始まる冬学期（Wintersemester）の２学期制が採用されている。後掲注⒅と注⒇の表を参照。

⑼　ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、最上級学校監督官庁（oberste Schulaufsichtsbehörde）である文部省（学校及び継続教育省）のもとに、上級学校監督官庁として５つの県庁（Bezirksregierung）、下級学校監督官庁として54の州学務局（Staatliche Schulamt）が置かれている。この条文でいう学校監督官庁は、県庁をさす。なお、大学を所管しているのは、革新、学術、研究及び技術省（Ministerium für Innovation, Wissenschaft, Forschung und Technologie）である。

⑽　学習ゼミナールは、試補勤務者が学校実践的な教育を受ける研修機関（試補勤務及び第二次国家試験規程第10条を参照）。

⑾　面談により行われる口述試験をコロキウムと呼んでいる。

⑿　各学習課程ごとに定められた標準的な学習期間。「教員養成法」第７条から第10条を参照。

⒀　標準学習期間は定められているが、この期間で大学を卒業する学生の割合は低く、長期間にわたり大学に在学する学生数の増大がドイツでは大きな社会問題となっている。その理由として、国家試験の受験回数が原則として２回までと定められている点が挙

げられている。2回不合格になると、その試験の受験資格がなくなるので、学生は合格する見込みがつくまで、なかなか受験しない。これに対応するため標準学習期間内であれば、不合格になってもこれを「回数にカウントしないシステム」が取り入れられることになった。

⑭　対応する原語は以下のとおり。「特優」(sehr gut, 非常によい)、「優」(gut, よい)、「良」(befriedigend, 満足できる)、「可」(ausreichend, 何とか間に合う)、「不良」(mangelhaft, 欠陥の多い)、「不可」(ungenügend, 不満足)。

⑮　1.0, 1.3, 1.7, 2.0, 2.3, 2.7, 3.0, 3.3, 3.7, 4.0, 5.0, 6.0のいずれかの評点がつけられる。

⑯　第一次国家試験を行う試験局は、ノルトライン・ヴェストファーレン州に13設置されている。

⑰　現行の大学法では、第65条に該当する(原注)。第65条では「試験官」について規定されている。

⑱　第32条で規定されている「基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職」のための学習時間を表にすると以下のようになる。

学習段階	教科1	教科2	教授学の基礎的学習	教育科学
基礎学習(3学期)	20SWS	20SWS	10SWS	12-15 SWS
	中間試験	中間試験	---	中間試験
主要学習(4学期)	20SWS	20SWS	10SWS	13-15 SWS
合計	40SWS	40SWS	20SWS	25-30 SWS
	125-130SWS			

⑲　第34条で規定されている「基礎・基幹・実科学校及び総合制学校の対応する学年の教職」に関して行われる第一次試験の内容を表にすると以下のようになる。

◎第一教科*
- 専門科学の試験
- 教科教授学の試験

◎第二教科*
- 専門科学の試験
- 教科教授学の試験

◎教授学の基礎(ドイツ語または数学)
- 筆記試験

◎教育科学
- 筆記試験
- 最終コロキウム(口述)

◎論文作成(教科のうち1つまたは教育科学)

＊　教科の2つの試験のうち1つは口述試験、もう1つは筆記試験である(第34条第1項)

⑳　第35条で規定されている「ギムナジウム及び総合制学校の教職」のための学習時間を表にすると以下のようになる。

学習段階	教科1	教科2	教育科学
基礎学習(4学期)	32SWS	32SWS	12-15 SWS
	中間試験	中間試験	中間試験
主要学習(5学期)	33SWS	33SWS	13-15 SWS
合計	65SWS	65SWS	25-30 SWS
	155-160SWS		

㉑　第36条で規定されている「ギムナジウム及び総合制学校」の教職に関して行われる第一次試験の内容を表にすると以下のようになる。

◎第一教科*
- 専門科学の一次試験
- 専門科学の二次試験
- 教科教授学の試験

◎第二教科*
- 専門科学の一次試験
- 専門科学の二次試験
- 教科教授学の試験

◎教育科学
- 筆記試験
- 最終コロキウム(口述)

◎論文作成（教科のうち１つまたは教育科学）

＊　教科の試験は、筆記試験または口述試験である。教科ごとに少なくとも１つの試験は、筆記試験または口述試験でなければならない（第36条第１項）。

(22)　教職学習では基本的に２つの外国語が要求されている。次の教科では、以下の外国語の学習が必要である。

教科名	必要とされる言語
宗教(プロテスタント)	ギリシャ語およびラテン語またはヘブライ語
宗教（カトリック）	ラテン語（できればギリシャ語およびヘブライ語）
哲学/実践哲学	ラテン語またはギリシャ語
歴史	ラテン語
英語，フランス語，イタリア語，オランダ語スペイン語	ラテン語
ラテン語/ギリシャ語	ラテン語およびギリシャ語

(23)　現行の大学法では、第48条第２項に該当する（原注）。第48条では「学籍登録」について規定されている。

(24)　現行の大学法では、第49条第10項に該当する（原注）。第49条では「資格及びその他の入学の前提条件」について規定されている。

(25)　社会法典(SGB)第９編では、社会扶助について規定されている。

(26)　ドイツでは従来、学部、大学院という区分が大学制度の中に位置づけられていなかったが、バチェラー、マスターという学位を授与する高等教育の基本構造をヨーロッパレベルで導入する改革が目下進行中である。オールタナティブな組織モデルとは、こうした動きに対応するモデルを言っている。

(27)　二重の資格を与える学習課程とは、第一次国家試験の合格証とバチェラー、マスターの学位の両方の資格を与える学習課程をいう。前掲注(26)を参照。

(28)　ポートフォリオとは、その者がこれまでに取得した修了証、資格など学習履歴が一覧できる証明書類。

(29)　ディプロマ・サプリメントとは、学位証(学士、修士などの学位)に添付される補足書類のことで、取得学位・資格の内容、授与機関等について、標準化された英語で追加情報が記載されたものである。ヨーロッパ共通の書式によるディプロマ・サプリメントが開発されている。

(30)　教員は、官吏公務員であり、官吏の上級職又は高級職に位置づけられている。通常、基礎学校、基幹学校、実科学校などの教員は上級職、ギムナジウムなどの教員は高級職の経路（Laufbahn）を進む。

(31)　現在の名称は、学校及び継続教育省（原注）

（きど　ゆたか・専門調査員）

2003年11月11日の
学校における教職のための試補勤務及び第二次国家試験規程

（試補勤務及び第二次国家試験規程）

2006年12月１日の命令により改正

Ordnung des Vorbereitungsdienstes und der Zweiten Staatsprüfung für Lehrämter an Schulen

（Ordnung des Vorbereitungsdienstes und der Zweiten Staatsprüfung-OVP）

Vom 11. November 2003

geändert durch Verordnung vom 1. Dezember 2006

（SGV. NRW. 203010）

2003年７月８日の法律により最終改正された2002年７月２日公示の文言による「公立学校における教職のための養成に関する法律」（教員養成法-LABG）第18条第３項及び第20条第６項にもとづき、内務省及び財務省の同意を得て公布される。

木戸　裕訳

【目次】

第一部　試補勤務
第１条　試補勤務の目標
第２条　試補勤務に採用されるための要件及び職名
第３条　養成担当官庁
第４条　採用の申請
第５条　採用
第６条　勤務関係
第７条　試補勤務の期間
第８条　試補勤務における養成
第９条　養成に関する責任
第10条　学習ゼミナールにおける養成
第11条　学校における養成
第12条　他の学校形態又は学校段階の特別の任務への理解
第13条　養成コーディネーター
第14条　随伴プログラム
第15条　養成教員による判定
第16条　計画・発展面談
第17条　最終判定
第二部　養成席の算出及び配分
第18条　養成席の供給
第19条　養成席数の算出
第20条　志願者の学校形態への配分
第21条　志願者の学習ゼミナールへの配分
第22条　学習ゼミナールの養成席の配分手続
第三部　試補勤務における養成に関する特別規定
第23条　基礎学校
第24条　職業コレーク
第25条　特殊教育の教職
第26条　複数の教職資格の取得
第四部　第二次国家試験
第27条　試験の目的
第28条　第二次国家試験の区分
第29条　評点
第30条　試験期間
第31条　試験局
第32条　試験委員会
第33条　論文作成
第34条　授業実践試験
第35条　コロキウム
第36条　教科の成績評点の決定
第37条　第二次国家試験の総合結果の算出
第38条　試験論文の未送付及び試験期日の不履行
第39条　棄権
第40条　秩序違反の行為

第41条　第二次国家試験の再試験
第42条　合格証及び試験成績証明書
第43条　教育科学及び授業教科の教授学の基礎的学習に関する特別試験
第五部　教職資格の承認
第44条　教職資格の承認
第六部　末尾規定
第45条　不利の調整
第46条　経過規定
第47条　実施規定
第48条　施行、失効

第一部　試補勤務

第１条　試補勤務の目標

試補勤務は、学校において自己の責任で授業及び教育活動を遂行することができる準備をする。この目標のために、学習ゼミナール及び学校が共通して責任をもつ学術的に基礎付けられた学校実践的養成が資する。試補勤務に関する大綱基準（Rahmenvorgabe）にもとづき、養成は、とりわけ職業上の任務を満たすために必要な教育学的及び教授学的内容を包括する。

第２条　試補勤務に採用されるための要件及び職名

(1)　教職のための試補勤務に採用されることができるのは、次の各号のいずれも満たす者である。

1．官吏（Beamte）に任用されるための法的要件を満たすこと。(注1)

2．a）志願する教職の第一次国家試験に合格しているか、又は

b）志願する教職の第一次国家試験として承認されている試験に合格していること。

3．疑問がある場合、必要なドイツ語知識を証明できること。

第１文第２号にもとづく試験から５年以上経過している場合、試補勤務への許可は、教育科学及び専門科学の、知識及び能力が養成の要件に合致していることが証明されなければならないコロキウム（Kolloquim）(注2)の結果にしたがい、これを認めることができる。

(2)　試補勤務中の被養成者は、この規程では試補(注3)と呼ばれる。上級職（gehobener Dienst）の教職を志願する被養成者は、試補勤務中、その対応する教職の「試補」（Lehramtsanwärter）の名称をもつ。高級職（höherer Dienst）の教職を志願する被養成者は、その対応する教職の「上級学校試補」（Studienreferendar）と呼ぶ。(注4)

第３条　養成担当官庁

養成担当官庁は、県庁（Bezirksregierung）である。県庁は、教職を包括する学習ゼミナールを設立し、試補を学習ゼミナールに振り分ける。

第４条　採用の申請

(1)　試補勤務への採用の申請は、採用を希望する県の県庁に対して行われる。申請は、必要な書類とともに、採用期日の前年の遅くとも８月15日までに行わなければならない。文部省は、個々の教職に関して特別の必要がある場合、別の若しくは追加の期日を定めるか、又は期日を定めないことができる。

(2)　第一次国家試験の合格証、拡大試験の合格証、追加の教職に関する第一次国家試験の合格証及び専門実習の養成証明書は、後日提出することができる。文部省は、採用手続の時宜にかなった実施を理由として、そのための期日を定めることができる。

(3)　期日不履行の場合の現状復帰は認められ

ない。

第5条　採用

(1)　採用は、各年の2月1日に行われる。文部省は、特別の必要がある場合、個々の教職又は教職の一部について、追加して採用期日を定めることができる。

(2)　教科（授業教科、学習領域、職業専門科目、特殊教育専門科目）及びその最少数が、ノルトライン・ヴェストファーレン州で適用される規定と合致していない場合、採用は行われない。文部省は、特別な理由がある場合、例外を許可することができる。対応する第二次国家試験が不合格であった場合も、採用は行われない。すでに試補勤務を辞職した者が再採用を申請する場合も、採用は行われないものとする。ただし、辞職が重要な理由により、本人の申請にもとづいて行われた場合は、この限りではない。

第6条　勤務関係

(1)　試補は、任命を撤回しうる官吏関係（Beamtenverhältnis auf Widerruf）で、試補勤務へ採用される。(注5) 県庁が、職務上の上司であり、学習ゼミナールの長が、試補の上司である。

(2)　官吏関係は、第二次国家試験の結果が合格又は最終的に不合格と文書により通知された時点をもって終了する。

(3)　次の各号に相当する場合、試補を辞職させることができる。

1.　その行為により相当の苦情の理由を与える場合

2.　養成の第3半期末(注6)までに、その者が責任を負わなければならない養成の専門上の理由から、独力で授業を行う域に達していない場合

第7条　試補勤務の期間

(1)　試補勤務は、24か月間である。

(2)　志願する教職又はこれと比較可能な教職に関して職権により達成された試補勤務の期間は、これを算入することができる。申請により、志願する教職に必要な能力を仲介するのと適合する種類及び範囲の職業実践活動の期間は、試補勤務期間に算入できる。ただし、試補勤務は、少なくとも12か月行われなければならない。

(3)　試補勤務は、特別の理由がある場合、申請により、通常6か月まで延長することができる。

(4)　試補勤務の算入又は延長に関する養成官庁の決定にあたっては、養成状況を考慮し、第17条にもとづく判定がどの時点で行われるかについて、これを定めなければならない。学校における教職のための第二次国家試験に関する州立の試験官署（試験局）を、これに関与させなければならない。

第8条　試補勤務における養成

試補の養成は、第一次国家試験の2教科で行われる。第一次国家試験が、1教科のみで行われることができた場合、養成は、1教科で実施される。試補の選択により、2教科のうちの1教科を、第一次国家試験の拡大試験(注7)の教科をもってこれに充てることができる。

第9条　養成に関する責任

(1)　養成の実施に関する全責任は学習ゼミナールの長が、教職に関連する養成に関する責任は各ゼミナールの長が、これを担う。試補の授業に関する責任は、校長が担う。学習ゼミナール及び学校の管理者は、共同して養成に関与する。

(2)　試補勤務の目標の枠内で、試補は、自己の責任において養成を具体化する。

第10条　学習ゼミナールにおける養成

(1)　養成に関して、平均して週７時間がこれに充てられる。

(2)　養成教育に関して、学習ゼミナールに週１日が留保される。学習ゼミナールと当該学校との間で、その他の取決めが可能である。

(3)　学習ゼミナールは、基幹ゼミナール（Hauptseminar）、教科ゼミナール（Fachseminar）及びその他の教育形態において養成の任務を遂行する。学習ゼミナールの長、各ゼミナールの長、教科指導者及び特別の任務を委託された者が、養成教育を行う。試補は、養成教育への出席を義務づけられる。

(4)　学習ゼミナールは、学習ゼミナール計画のなかで、その目標、養成に関する行動概念及び評価の手続きを定める。

第11条　学校における養成

(1)　学校実践的養成は、学校で行われる。すべての学校が、養成学校（Ausbildungsschule）となる。県庁は、学校を学習ゼミナールに組み入れる。

(2)　学習ゼミナールの長は、県庁の委託により、事前の調整を経て、試補を学校に配置する。

(3)　養成は、授業参観（Hospitation）及び養成授業（指導下の授業及び独立して行う授業）を包括する。養成は、学校の授業外の課題領域にも及ぶ。ゼミナール養成指導者[注8]（Seminarausbilder）は、試補の授業を訪問する。訪問は、授業外の活動においても行うことができる。訪問は、指導、助言、支援及び判定に資する。

(4)　試補は、養成の経過のなかで、当該学校形態における異なる学年段階に置かれるものとする。

(5)　養成は、平均して週12時間を包括する。そのうち第２及び第３半期で、独立して行う授業に週９時間が割り当てられる。養成の教科上の理由を考慮し、試補の合意を得て、独立して行う授業の一部を、第１及び第４半期に割り当てることができる。

(6)　試補勤務全体で割り当てられる週18時間の独立して行う授業から、学校は、養成の目的のために、合計２時間の算入時間（Anrechnungsstunde）を与えられる。[注9]

(7)　校長は、ゼミナールの長の了解のもとに、独立して行う授業に試補を配置する。その際、養成の利益及び試補の希望が、適切に考慮されなければならない。

(8)　養成を超えた独立した追加の授業を、試補の合意を得て、試補に委託することができる。ただし、それは授業実践試験が終了するまでの期間で、週当たり２時間の範囲に限る。養成及び試験は、追加の授業の提供に優先する。

第12条　他の学校形態又は学校段階の特別の任務への理解

試補は、その養成中、他の学校形態又は他の学校段階の特別な任務及び問題への理解を得るものとする。

第13条　養成コーディネーター

(1)　校長は、教員会議の了解を得て、養成コーディネーター（Ausbildungskoordinator）を任命する。複数の学校のための養成コーディネーターを任命することもできる。

(2)　養成コーディネーターの任務は、とりわけ、学習ゼミナールと学校の間の協力の支援並びに試補に対する補完的な助言及び支援である。

第14条　随伴プログラム

(1)　学校は、学習ゼミナールと共同で随伴プログラム（Begleitprogramm）を開発する。複数の小規模校に関して、共同の随伴プログラムを開発することができる。

(2) 学校及び学習ゼミナールは、随伴プログラムにより養成を調整する。随伴プログラムには、とりわけ個人的な助言の提供、同僚の仕事及び助言の形態並びに質の確保の方法を習得するための催しを含むものとし、独立して行う授業を養成に組み入れることにも向けられるものとする。

第15条　養成教員による判定

養成教員[注10]は、試補が養成教員のもとでの養成を終了後、遅滞なく、点数を付与しないで文書により試補を判定する。試補は、遅くとも各半期の後に、判定されなければならない。

第16条　計画・発展面談

養成の第2半期の終了時点で、試補は、自らが選んだ、学校及びゼミナールの代表者それぞれ1名と、計画・発展面談を行う。この面談では、能力の発展及び到達した養成状態に言及し、かつ、学校及びゼミナールにおけるさらなる養成のための見通しが示されるものとする。

第17条　最終判定

(1) 試補勤務の経過及び結果は、総合点により評定される。

(2) 総合点は、ゼミナール養成指導者及び校長の最終判定の評点から形成される。校長の最終判定は、自らの観察及び授業訪問並びに養成教員の判定にもとづいて行われる。校長は、校長代理又は学校監督官庁の合意を得て教員に、この機能を代行させることができる。

(3) 最終判定の評点は、試補勤務が終了する遅くとも2か月前までに試験局に対し通知されなければならない。

(4) 試験局は、総合点を確定する。総合点は、校長の評点は3倍し、3名のゼミナール養成指導者の評点は1倍のままとし、合計した点数を6等分して算出される。1教科による養成（第8条第2文）の場合、教科に関連する1名のゼミナール養成指導者の評点は2倍し、もう1名のゼミナール養成指導者の評点は1倍のままとする。

(5) 最終判定は、試補に対し、遅滞なく手交される。試補は、文書による反論を1週間以内に表明する権利を有する。

第二部　養成席の算出及び配分

第18条　養成席の供給

養成席（Ausbildungsplatz[注11]）の供給は、すべての学校に養成授業を課すことを意図して行われる。

第19条　養成席数の算出

(1) 学校形態及び教科ごとに、養成席は、志願者の総数又は文部省により確定された試補勤務の最大数に対応して示されなければならない。

(2) 示された養成席の総数の枠内で、養成席の学校形態への配分は、その学校形態で行われる授業の量にもとづき行われる。その際、直近の公式学校データが、基礎に置かれなければならない。個々の学校形態で算出された養成席数は、授業需要及び見込まれる生徒数の発展を基準にして、訂正することができる。

第20条　志願者の学校形態への配分

(1) 志願者は、第一次国家試験により養成が可能となった学校形態で養成される。志願者は、学校形態に関して希望を表明することができる。希望が表明されない場合、採用官庁がこれを決定する。

(2) 志願者の数が、提供できる養成席の数を超える場合、抽選によりこれを決定する。

(3) この手続きは、学校形態ごとに区分して行われる。

(4) 養成席を志願者の希望どおりに割り当てる

ことができない場合、採用官庁は、志願者に対し他の学校形態の養成席を提示する。

(5) 採用の提案にあたり、採用官庁は、志願者に対し、いかなる学校形態で養成されるかを通知する。

第21条　志願者の学習ゼミナールへの配分

(1) 示された養成席の総数の枠内で、志願者は、第22条にもとづく手続きにより、学習ゼミナールにおける養成席の提供を受ける。

(2) 提供は、志願者の教科の養成を行うことができる学習ゼミナールを提示し、州の学習ゼミナールを可能な限り均等に利用し、かつ、志願者の場所の希望をできるだけ考慮することを目標として行われる。

第22条　学習ゼミナールの養成席の配分手続

(1) 養成席は、第一に重要な社会的観点を考慮して、次に教科の組合せグループにもとづいて配分される。同一順位の場合、抽選により配分される。

(2) 教科の組合せグループのなかの順位は、各教科に関して州全体で提供できる養成席の数により定める。教科指導者の供給がもっとも少ない教科が第一位となり、教科指導者の供給がもっとも多い教科が最下位となる。

第三部
試補勤務における養成に関する特別規定

第23条　基礎学校

ドイツ語及び数学での養成が保障されなければならない。

第24条　職業コレーク

(1) 職業専門科目で第一次国家試験を受験している試補は、それぞれの職業専門科目に関して、関連する専門実習活動の証明書を提出しなければならない。

(2) ノルトライン・ヴェストファーレン州で適用される規定（第５条第２項）と合致していない職業専門科目で第一次国家試験を受験している者は、専門実習活動が証明され、学校の需要があり、かつ、対応する養成が保障される場合、例外的に試補勤務に採用されることができる。決定は、文部省がこれを行う。

(3) 試補は、二元制度（duales System[注12]）の専門クラス及び全日制学校の教育課程で養成を受けるものとする。学校外のパートナーとの共同作業が、試補の養成の一部となる。

(4) 職業コレークに配置された試補は、自己の知識及び経験を企業実践において拡大するものとする。

第25条　特殊教育の教職

(1) 養成は、１授業教科又は１授業領域、及び１特殊教育専門科目で行われる。第一次国家試験のその他の教科は、養成の構成部分となる。養成では、その他の特殊教育専門科目及び特殊教育の促進に関する異なる場所の要求、とりわけ共通の授業の要求が考慮される。

(2) 試補の養成は、特殊教育の促進の必要を有する児童及び青少年が授業を受けている学校で行われる。

第26条　複数の教職資格の取得

(1) 試補勤務の開始前に２つの教職に関する第一次国家試験を証明している試補は、その者が選択する教職のための試補勤務及び第二次国家試験を終了する。

(2) 試補勤務中、別の教職の第一次国家試験を終える試補は、その者が養成を開始した教職で養成を続行する。

(3) 第二次国家試験を終えることにより、その者は、教員養成法第11条の基準にもとづき、別の教職のための教職資格も取得する。

第四部　第二次国家試験

第27条　試験の目的

第二次国家試験では、候補者が第１条にもとづく試補勤務の目標に到達しているかどうか、及びいかなる成果をともなってその目標に到達しているかが確認される。

第28条　第二次国家試験の区分

第二次国家試験は、論文作成、２つの授業実践試験及びコロキウムから構成される。

第29条　評点

(1)　個々の養成の成績及び試験の成績は、次の評点によって評定されなければならない。(注13)

「特優」(1)：特別の程度において要求に合致している成績

「優」(2)：要求に十分合致している成績

「良」(3)：概ね要求に合致している成績

「可」(4)：不足はあるが、全体としてはまだ要求に合致している成績

「不良」(5)：要求に合致してはいないが、必要な基礎知識は有しており、近い将来その欠陥が除去されることが予想される成績

「不可」(6)：要求に合致しておらず、基礎知識すら欠けており、近い将来その欠陥が除去されることも予想できない成績

養成及び試験の成績の評定を分化するために、個々の評点を0.3低めた点数と0.3高めた点数により中間値を形成することができる。その際、0.7、4.3、4.7、5.3、5.7及び6.3は除かれる。(注14)

(2)　個々の養成の成績及び試験の成績の評点から総合点が形成される場合、次の点数表示が対応する。

「特優」：1.5以下

「優」：1.5超、2.5以下

「良」：2.5超、3.5以下

「可」：3.5超、4.0以下

「不良」：4.0超、5.0以下

「不可」：5.0超

総合点に際しては、小数点以下第１位のみが考慮され、それ以下は四捨五入することなく切り捨てられる。

第30条　試験期間

第二次国家試験は、試補勤務期間中に行われる。論文作成は、通常、第３半期に設定される。２つの授業実践試験及びコロキウムは、第４半期の同じ日に行われる。論文作成のためのテーマを通知することにより、受験者は試験手続に入る。

第31条　試験局

(1)　試験は、試験局により実施される。試験局は、個々の受験者に関して１つの試験委員会を設置する。

(2)　試験委員会の構成員及び第33条にもとづき作成される論文の審査者として、次の各号に掲げる者を任命することができる。

1.　上級学校監督官庁及び下級学校監督官庁(注15)の、学校及び養成の専門的代表者

2.　ゼミナール養成指導者

3.　校長及びその代理並びにその他の教員

4.　文部省又は試験局が試験委員会の構成員に任命する専門に通じた者

(3)　試験官は、その試験活動において独立してこれを行う。

(4)　試験委員会の委員又は審査者として、次に掲げる者のみが活動できる。

a）受験者が志願する教職資格を有する者又は

b）これに相当する教職資格を有する者

又は

c）受験者が志願する教職の学校段階若しくは学校形態を包括する教職資格を有する者

⑸　試験局は、学校及び学習ゼミナールの了解を得て試験期日を定め、受験者及び試験委員会に対し、遅くとも４週間前までにその期日を通知する。試験局は、試験委員会により算出された第二次国家試験の結果に関する合格証及び試験成績証明書を発行する。試験局は、第二次国家試験の結果に対する異議があった場合の異議申立官庁である。試験局は、試験を評価し、記録するとともに、試験書類を保管する。

第32条　試験委員会

⑴　各受験者に対し、次の各号に掲げる者から構成する試験委員会が設置される。

1．　委員長として、学校監督に従事する官吏１名又は校長１名

2．　ゼミナール養成指導者２名

3．　学校統括者（Mitglied der Schulleitung）[注16]１名又は教員１名

⑵　試験委員会には、第１項第２号にもとづく１名の構成員[注17]を除き、受験者の養成に関与していなかった者のみが、任命されなければならない。受験者の２教科のいずれも、試験委員会の少なくとも１名の構成員により代表されるものでなければならない。学校段階を超えた教職の場合、各学校段階は少なくとも１名の試験官によって代表されることが保障されなければならない。

⑶　職務上試験に関与するその他の者の同席については、行政規則によりこれを定める。

⑷　試験委員会の構成員は、試験の審議にあたりその経過に関して守秘義務を有する。試験委員会での審議にあたっては、試験委員会の構成員及び試験局の代表者のみが、出席を許される。試験委員会は、委員長の提案により多数決で決定を行う。試験委員会の構成員は、それぞれ１票を行使する。投票の棄権は認められない。賛否同数の場合、委員長の投票が、これを決定する。

⑸　試験委員長は、議事進行者を任命する。議事進行者は、規則にしたがった試験の経過に責任をもつ。

第33条　論文作成

⑴　論文作成のなかで受験者は、体系的に教育的実践対象と取り組み、かつ、構想を学校における適用のために展開できる能力があることを示さなければならない。試補は、第一審査者として選択されたゼミナール養成指導者及び場合によっては、所管の養成教員の同意を得て、論文作成のテーマを定める。テーマは、教員のもつ多様な機能と関連し、かつ、自身の授業又は学校外の行動領域と連関するものでなければならない。

⑵　試補は、論文のテーマを養成の13か月目の最終日までに試験局に通知する。論文のテーマの通知が養成の13か月目の最終日までに行われず、かつ、この時点までに論文のテーマを時期を遅らせて提出することの許可を求める申請が行われない場合、試験局によって定められたゼミナール養成指導者が、テーマを定める。例外的な場合、試験局は、異なる規定を設けることができる。第43条第４項にもとづく再試験が行われなければならない場合、養成の13か月目が16か月目となる。

⑶　論文の完成のために、試験局にテーマの通知を行った時点から３か月が与えられる。論文の長さは、30ページを超えないものとする。論文は、学習ゼミナールに提出しなければならない。その期限は、郵便局での差出しによっても守られる。試験局は、申請により、受験者が自らに責任のない理由で論文を期限どおりに作成できない場合、作成期間の締切りを一回に限り２週間まで延長することができ

る。その場合、弁明の理由が、申請とともに証明されなければならない。社会法典第９編[注18]にいう重度障害者の場合、期限は、申請により、１か月間延長されることができる。申請は、論文のテーマの申告とともに遅滞なく行われなければならない。試験局は、この申請について決定を行う。

⑷　第一審査者は、試補により選択されたゼミナール養成指導者が務める。第二審査者は、試験局がゼミナール養成指導者のなかから任命する。

⑸　第一審査者は、論文を受領し、審査のあと審査書とともに、これを第二審査者に回付する。審査書は、論文の種類にかなったものとなっていなければならず、独力による達成の程度を評定したものであり、かつ、長所及び短所を明瞭に記述したものでなければならない。第二審査者は、第一審査者の審査にしたがうか、又は第一審査者と異なる審査を行うことができる。両者の審査は、第29条にもとづく評点により締めくくられる。この評点が「可」（4.0）及び「不良」（5.0）であるか、又は第29条第２項にいう評点が両者で１点以上離れている場合、試験局は、最終的な試験結果を得る目的で、第三審査者を任命する。第三審査者は、もとの評点の範囲で、最終的な評点を決定する。第一審査者と第二審査者の差が１点に満たない場合、試験局は、両者の評点の算術平均により点数を算出し、これをもって試験結果として確定する。

⑹　試験局は、論文作成に関して確定した評点を遅滞なく受験者に通知する。審査文書の閲覧は、これを可能とする。

⑺　審査者の見解によれば、不正行為があると認められる場合、審査に代わり不正行為の事実が記載される。記載された事実は、試験局がその取扱いの決定を行うための根拠として用いられる。

第34条　授業実践試験

⑴　各教科で授業実践試験が義務づけられる。養成が１授業教科又は１職業専門科目のみで行われる場合、授業教科又は職業専門科目で２つの授業実践試験が行われなければならない。授業実践試験の総合点が「不良」又は「不可」と評定された場合、試験は、不合格として中断される。２つの授業実践試験の総合点は、２つの試験に関して同等の比重の評点の合計を２等分して算出する。

⑵　授業実践試験は、授業に関する方法論的及び教授学的な、計画及び実施のなかで、授業の複雑な状況をそれぞれの専門的議論の立場で、独力で、かつ事物に即して形成する能力がそこで明らかとなるように設定されなければならない。授業実践試験の特別の形態は、試験局の合意を得て、これを試行することができる。

⑶　試験局の委託により、学習ゼミナールは、早くても養成の第４半期の開始時点で提出されることができる受験者の文書による提案により、授業実践試験の実施のために、時期、クラス若しくはコース又は対応する組織、及び場合によっては、その他の条件について定める。第１文にもとづく文書による提案が、試補勤務終了の３か月前までに提出されない場合、学習ゼミナールはその代わりとなる必要な決定を行う。

⑷　受験者は、試験期日の遅くとも１週間前までに、学習ゼミナールを通して、授業実践試験のテーマを試験局に通知する。受験者が、十分な弁明なしに、期日どおりにテーマの申告を行わない場合、試験局により指名されたゼミナール養成指導者がテーマを定める。授業実践試験に入る前に、学校の代表者は、養成及び試験に関連する観点から聴取されるものとする。その結果は、第６項にもとづく記録文書に記入されなければならない。試験開

始前に、受験者は、試験委員会の構成員に対し、文書による簡潔な授業計画又は場合によっては文書による要約された進行計画を提出する。試験後、受験者には見解表明のための機会が与えられなければならない。

(5) コロキウムの開始前に、試験委員会は、第29条にもとづく評点により、授業実践試験の評定を行う。授業実践試験が、特殊教育専門科目を組み入れて行われる場合、授業実践試験の評点は、授業教科又は職業専門科目、及び特殊教育専門科目から構成される。授業実践試験の結果は、コロキウム終了後、試験委員長により受験者に知らされなければならない。

(6) 各授業実践試験に関して、テーマ、試験経過及び確定された評点に関する記述並びにその基本的理由を含む記録文書が、試験委員会の委員により作成されなければならない。この記録文書は、試験文書(Prüfungsakt)として扱われなければならない。

第35条　コロキウム

(1) 試験手続は、60分間行われるコロキウムにより終了する。コロキウムは、受験者が複雑な教育的問題設定に取り組むこと、及び要求される専門的標準に到達していることを示すことが可能となるものでなければならない。

(2) コロキウムは、職業的行動の中心領域と関連するものとし、職業上の状況と取り組む能力を、理論に導かれて証明することができるよう設定されなければならない。

(3) 試験局は、ゼミナールにおける養成の過程で取り扱われた中心テーマに関して学習ゼミナールから送付された概要が、試験委員会に提出されていることを確認する。

(4) 委員会は、コロキウムにおける受験者の成績を評定する。

(5) 問題設定の複雑性、遂行の客観的内容、思考操作の連続性、判断の独立性及びコミュニケーション能力が、第29条にもとづく評点により最終的に評定される。その結果は、コロキウム終了後、試験委員長により受験者に知らされなければならない。

(6) コロキウムに関して、委員長により定められた委員により、コロキウムの対象が記載された記録文書が作成されなければならない。この記録文書の中に、点数付与の基本的な理由を含む審議の結果及び決定された評点が記入されなければならない。この記録文書は、試験文書として扱われなければならない。

第36条　教科の成績評点の決定

(1) 試験局は、各教科に関して評点を確定する。評点は、授業実践試験の評点及び第17条第2項にもとづくゼミナール養成指導者の最終判定の評点をそれぞれ1倍のまま合計し、これを2等分して算出する。

(2) 試験が1教科で行われた場合（第8条第2文)、評点は、授業実践試験の評点は1倍のまま、第17条第2項にもとづくゼミナール養成指導者の最終判定の評点は2倍し、その合計を4等分して算出する。

(3) 2つの養成教科が、1つの授業教科及び1つの特殊教育専門科目から構成される場合、授業教科又は職業専門科目の評点は、授業実践試験の枠内での授業教科又は職業専門科目の評点（第34条第5項第2文）は1倍のままで、第17条第2項にもとづくゼミナール養成指導者の最終判定の評点は2倍し、その合計を4等分して算出する。特殊教育専門科目の評点は、授業実践試験の枠内での特殊教育専門科目（第34条第5項第2文）の評点は1倍のままで、第17条第2項にもとづくゼミナール養成指導者の最終判定の評点は2倍し、その合計を4等分して算出する。

(4) 各教科の評点は、小数の位を考慮して算出

する。

第37条　第二次国家試験の総合結果の算出

(1)　試験局は、次に掲げる点数を合計し、これを10等分することにより、第二次国家試験の総合結果を算出する

5倍された第17条第1項にもとづく総合点

2倍されたコロキウムの点数

1倍のままの論文の点数

2倍された2つの授業実践試験の総合点

試験局は、小数の位を考慮して算出された第29条第2項にもとづく評点を決定する。

(2)　第二次国家試験は、次のa）からc）までに掲げる評点がすべて、少なくとも「可」（4.0）に達している場合、合格となる。(注19)

a）総合結果（第1項）

b）すべての教科の評点（第36条第1項）

c）2つの授業実践試験の総合点（第34条第1項）

(3)　試験局は、試験結果を文書により通知する。試験結果の決定に対し、行政裁判所法（VwGO）第68条の規定にもとづき異議を唱えることができる。

(4)　第38条から第40条までの規定にもとづく決定のもとで、第二次国家試験の結果は、試験局がこれを確定する。

第38条　試験論文の未送付及び試験期日の不履行

(1)　受験者がしかるべき弁明なしに次に掲げる行為を行った場合、試験は不合格とみなされる。

a）期日どおりに論文を送付しないこと。

b）授業実践試験又はコロキウムの期日に出頭しないこと。

(2)　病気を理由に弁明する受験者に対しては、公的機関の医師の診断書の提出を求めることができる。

(3)　弁明の理由は、遅滞なく申し立てられなければならない。その承認に関する決定は、試験局がこれを行う。

第39条　棄権

(1)　受験者は、重大な理由がある場合、試験手続からの棄権を申請することができる。申請に関しては、試験局がこれを決定する。

(2)　受験者が、試験局の許可なしに試験を棄権した場合、試験は不合格とみなされる。同時に試補勤務の辞職申請が提出される場合も、このことが適用される。

(3)　棄権が認められた場合、まだ実施されていない試験及び中断された試験の成績は、他のテーマ設定により行われなければならない。試験は、試験局により定められた時点から継続される。受験者が、申請により試補勤務を辞職するか、又は無給で休職する場合は、期日設定は行われない。

(4)　試補勤務への再採用は、直近の3年以内に、試験手続が中断した場所で行われる。

(5)　第38条第2項及び第3項が準用される。

第40条　秩序違反の行為

(1)　試験中、不正行為又はその他相当の秩序違反の行為があった場合、試験委員会は、試験記録に違反の種類及び範囲を記載する。その記録は、試験文書に引き継がれなければならない。

(2)　試験成績の決定にあたり、秩序違反の行為の帰結に関しては、試験局がこれを決定する。

(3)　秩序違反の行為の帰結として、次に掲げるように宣告することができる。

a）受験者に対し、単一の又は複数の試験の再受験を課すことができる。

b）秩序違反の行為に関連する試験の成績は、「不可」と評定された試験成績として取り扱われ、この評価を教科の点数及び総合点

の算出に組み入れることができる。

c）試験は、不合格と表明することができる。とくに悪質な場合、再受験から排除することができる。

⑷　試験の合格証の交付後も、秩序違反の行為を理由に、試験結果を解消し、第３項にいう帰結について宣告を行うことができる。ただし合格証交付後、５年以内に限る。

第41条　第二次国家試験の再試験

⑴　試験に合格しなかった受験者は、一回に限り再受験することができる。論文作成の評点が、少なくとも「可」（4.0）に達している場合、その点数は、再試験に引き継がれる。

⑵　再試験実施のために、試補勤務は延長されなければならない。延長に必要な期間は、試験日に不合格が最終的に確定した場合は試験委員会が、その他の場合は試験局が、これを決定する。延長は、最短６か月、最長12か月とする。延長期間中、受験者は、試験期間中にあるものとみなされる。

⑶　試験局は、延長期間の決定を受験者及び県庁に通知する。

第42条　合格証及び試験成績証明書

⑴　合格した第二次国家試験に関しては合格証が、不合格であった第二次国家試験に関しては試験成績証明書が交付される。

⑵　教科、授業実践試験、コロキウム、論文の各評点及び第二次国家試験の総合点が、小数の位を考慮した数字及び言葉で、それぞれ記載されなければならない。

⑶　試補勤務中に評価されたものでなく、かつ、第二次国家試験の構成部分になっていない第一次国家試験の教科に関しては、教職資格がこれらの教科を包括するという付記が、第二次国家試験の合格証のなかに記載されなければならない。

⑷　合格証及び試験成績証明書は、試験局長又はその代理によって署名されなければならない。合格した試験については、試験結果が文書で通知された日付が、それぞれ記載される。合格しなかった試験、最終的に不合格となった試験及び24か月の養成期間を超えた試験については、それぞれ最後の試験成績が定まった日付が記載される。

第43条　教育科学及び授業教科の教授学の基礎的学習に関する特別試験

⑴　その者の大学修了試験が、第一次国家試験として又は第一次国家試験の部分試験として承認されているが、教育科学の学習又は授業教科の教授学の基礎的学習をまだ試験により証明していない者は、試補勤務の枠内で別個の試験によりこの成績を証明する。このことは、養成の第２半期の終了までに行われなければならない。

⑵　試験局は、各受験者に関して試験委員会を定める。試験委員会は、次の各号に掲げる者により構成される。

1．　委員長として、上級学校監督官庁若しくは下級学校監督官庁の学校及び養成の専門的代表者又はゼミナール養成指導者

2．　この試験の準備コースの長

3．　もう１人のゼミナール養成指導者

⑶　試験は60分間のコロキウムから構成される。「学校における教職のための第一次国家試験規程」の教育科学の学習及び教授学の基礎的学習に関する規定が準用される。県庁は、対応する準備コースを設置する。評点は、第二次国家試験の総合点に考慮されない。評点は、試験終了後、受験者に知らされなければならない。試験局は、対応する成績証明書を発行する。

⑷　受験者が、各試験で少なくとも「可」（4.0）以上取得していないか、又は各試験が第１項

第２文にもとづく期間内に行われない場合、受験者は不合格とみなされる。受験者は、一回に限り再受験することができるが、ただしそれは、引き続く３か月以内に限る。再試験も不合格であった場合、又は試験が３か月の延長期間後にも行われなかった場合、受験者は、第二次国家試験手続が不許可とみなされ、試補勤務を辞職させられる。

第五部　教職資格の承認

第44条　教職資格の承認

⑴　文部省又は文部省により委託された官庁は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の内若しくは外で取得された教員資格又は教職に関する別に行われた適合する試験を、教員養成法にいう対応する教職のための資格として承認することができる。

⑵　承認は、その教職資格又は別に行われた適合する試験が志願する教職の要件と合致しているかにしたがい、個々のケースごとに行うことができる。承認は、追加の学習成績、養成成績及び試験成績を提出するという制限及び条件をつけてこれを行うことができる。

第六部　末尾規定

第45条　不利の調整

⑴　具体的な規定が欠如している場合、重度障害者は、申請により、社会法典第９編の実施に関する現行の基準を考慮し、適切な範囲で、養成及び試験における軽減を認められることができる。

⑵　養成にあたっての軽減の申請に関しては、所管する県庁が決定する。試験にあたっての軽減の申請に関しては、試験局が決定する。

第46条　経過規定

⑴　2004年１月31日の時点で、試補勤務中であるか、又は第二次国家試験中である試補は、2001年12月19日の命令により改正された1997年12月12日の学校における教職のための試補勤務及び第二次国家試験規程の規定にもとづきその者の養成を修了する。

⑵　2001年12月19日の法律により改正された1998年９月18日の教員養成法にもとづく教職の１つにより、大学における学習を修了したか、又は修了する予定の学生は、これらの教職の１つのための試補勤務として試補勤務に就き、これらの教職の１つのための第二次国家試験を受験する。この規程の規定が適用される。

⑶　中断された試験の継続の場合、中断された試験手続に適用された規定が、引き続き適用される。

第47条　実施規定

⑴　文部省は、これらの規定の実施のために必要な行政規則を発布する。

⑵　この規程にいう文部省は、ノルトライン・ヴェストファーレン州の学校、青少年及び児童省である。(注20)

第48条　施行、失効

⑴　この規程は、2004年２月１日から施行する。この規程は、2012年１月31日に失効する。

⑵　この規程の施行と同時に、2001年12月19日の命令により改正された1997年12月12日の学校における教職のための試補勤務及び第二次国家試験規程は失効する。

注

※　翻訳の原文は、ノルトライン・ヴェストファーレン州学校及び継続教育省のホームページからダウンロードした〈http://www.bildungsportal.nrw.de/BP/Schulrecht/Lehrerausbildung/index.html〉。原文についている注は（原注）と記した。それ以外は、すべて訳者による注である。訳注のなかのデータ等

は、同省のホームページに登載されている情報を典拠としている。なお、インターネット情報は、2007年10月31日現在である。

(1) ドイツでは、公務に従事する者について、官吏（Beamte）、職員（Angestellte）、労働者（Arbeiter）という三種類の区分を設けている。このうち「官吏関係」に任命されることができるのは、「基本法第116条に言うドイツ人」または「欧州共同体の他の加盟国の国籍をもつ者」に限定されている（連邦官吏法第７条第１項）。基本法第116条では、「この基本法にいうドイツ人とは、法律に特段の定めのある場合を除いては、ドイツ国籍を有している者、又は、ドイツ民族に属する難民若しくは被追放者として、又はその配偶者若しくは卑属として、1937年12月31日現在のドイツ国の領域に受け入れられていた者をいう」と規定されている。訳文は、高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集［第５版］』信山社出版、2007.を参照した。

(2) 面談により行われる口述試験をコロキウムと呼んでいる。

(3) 試補にあたるドイツ語は、“Referendar”が一般的であるが、ノルトライン・ヴェストファーレン州の法令では、“Lehramtsanwärter”（教職志願者）が用いられている。本稿では、訳語を「教職志願者」ではなく「試補」とした。

(4) “Studienreferedar”は、高級職の教員試補。具体的には、ギムナジウムの教員等、「高級職」（höherer Dienst）の教職を取得するための試補勤務を行っている者をいう。ドイツの教員は、基本的に官吏公務員（Beamte）であり、「高級職」または「上級職」（gehobener Dienst）の経路（Laufbahn）を歩む。

(5) 試補は、官吏としての採用であるが、第２項で規定されているように、第二次国家試験に合格するか、または最終的に不合格となった時点で、その官吏関係は撤回される。

(6) ２年間の養成期間のうち、１年目の前半が第１半期、後半が第２半期、２年目の前半が第３半期、後半が第４半期とそれぞれ呼ばれている。各半期ごとの養成内容を表にすると次のようになる。

第１半期	第２半期	第３半期	第４半期
・授業参観 ・指導下の授業	・独立して行う授業（週９時間） ・ゼミナール養成指導者による授業訪問 ・計画・発展面談	・独立して行う授業（週９時間） ・ゼミナール養成指導者による授業訪問 ⇒試験手続開始 ・論文作成：３か月	・ゼミナール養成指導者による授業訪問 ・試験段階 -授業実践試験 -コロキウム ⇒第二次国家試験終了
・学校での養成：平均して週12時間 ・学習ゼミナールでの養成：基幹ゼミナール、教科ゼミナールおよびその他の教育形態で、平均して週７時間			

(7) 「教員養成法」第22条、「教職試験規程」第29条を参照。

(8) 学習ゼミナールで試補を指導する教員。

(9) 教員には、その職責に応じて週当たりの義務授業時間数が定められている。「算入時間」とは、義務授業時間に算入される時間のこと。試補の養成に携わる教員は、義務授業時間数が、算入時間数だけ減じられる。

(10) 養成教員（Ausbildungslehrer）は、試補が勤務する学校の教員で、授業の計画、実施など、試補に付き添い、指導する。養成教員は、各半期ごとに、点数を付与しないで試補を判定する（第15条）。この判定は、校長が行う最終判定の点数付与の際利用される（第17条第２項）。

(11) 養成席とは、試補勤務者のために用意されたポストをいう。

(12) 二元制度とは、企業における職業訓練と職業学校の通学が並行して行われるドイツの職業教育の根幹をなす制度。なお、企業で職業訓練を受けている訓練生のために近隣の職業コレークは、職業訓練に対応した教育を行う専門クラス（Fachklasse）を設けている。

(13) 対応する原語は以下のとおり。「特優」（非常によい、sehr gut）、「優」（よい、gut）、「良」（満足できる、befriedigend）、「可」（何とか間に合う、ausreichend）、「不良」（欠陥が多い、mangelhaft）、「不可」

（満足できない、ungenügend）。

⒁　1.0，1.3，1.7，2.0，2.3，2.7，3.0，3.3，3.7，4.0，5.0，6.0のいずれかの評点がつけられる。

⒂　ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、最上級学校監督官庁（oberste Schulaufsichtsbehörde）である文部省（学校及び継続教育省）のもとに、上級学校監督官庁として５つの県庁（Bezirksregierung）、下級学校監督官庁として54の州学務局（Staatliche Schulamt）が置かれている。

⒃　校長とともに学校を統括する教員。

⒄　第１項第２号にもとづく１名の構成員は、学習ゼミナールで試補の養成に関与したゼミナール養成指導者である。

⒅　社会法典（SGB）第９編では、社会扶助について規定されている。

⒆　第37条第２項でいうすべての教科（通常は２教科）の評点（下表の⑤と⑥）（第36条第１項を参照）は、以下のようにして算出される。

教科１の成績：（①＋②）÷２＝⑤
ゼミナール養成指導者による最終判定：① 授業実践試験の成績：②
教科２の成績：（③＋④）÷２＝⑥
ゼミナール養成指導者による最終判定：③ 授業実践試験の成績：④

総合結果（第37条第１項）は、下表の⑴から⑷の点数の合計点を10で割って算出される（S＝（A＋B＋C＋D）÷10）。

⑴試補勤務の最終判定の成績※（第17条第４項を参照）を５倍した点数（A） ※校長の評点を３倍し、３名のゼミナール養成指導者の評点はそれぞれ１倍のままで、それらを合計し６で割った点数のこと。
⑵１倍のままの論文作成の点数（B）
⑶２倍されたコロキウムの点数（C）。
⑷２倍された授業実践試験の総合点※（D）。 ※２つの授業実践試験の成績（上述の②と④）を合計し２で割った点数（D＝（②＋④）÷２）

第二次国家試験は、総合結果（S）、すべての教科の点数（⑤と⑥）、２つの授業実践試験の総合点（D）のいずれもが「可」（4.0）以上の成績である場合に合格となる（第37条第２項）。なお、各点数の算出にあたっては、小数第１位までとし、それ以下は切り捨てられる（第29条第２項を参照）。

⒇　現在の名称は、学校及び継続教育省（原注）

（きど　ゆたか・専門調査員）